

第一百一回 参議院農林水産委員会會議録第四号

昭和五十九年三月二十三日(金曜日)

午後一時一分開会

委員の異動

三月六日

辞任 稲村 稔夫君

補欠選任 小山 一平君

三月二十三日

辞任 小山 一平君

補欠選任 稲村 稔夫君

出席者は左のとおり。

委員長 谷川 寛三君
理事 川原新次郎君
北 修二君
村沢 牧君
藤原 房雄君
委員 浦田 勝君
大城 眞順君
岡部 三郎君
熊谷太三郎君
坂元 親男君
高木 正明君
竹山 裕君
初村滝一郎君
星 長治君
水谷 力君
森田 重郎君
稲村 稔夫君
上野 雄文君
菅野 久光君
刈田 貞子君
鶴岡 洋君

国務大臣

農林水産大臣 山村新治郎君

政府委員 農林水産大臣官

房長 角道 謙一君

農林水産大臣官 塚田 実君

農林水産省農蚕 小島 和義君

園芸局長 石川 弘君

農林水産省畜産 局長 安達 正君

事務局 常任委員会専門 員

説明員 公正取引委員会 事務局審査部第 一審査長 河村 穰君

厚生省環境衛生 局乳肉衛生課長 難波 江君

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査 (畜産物等の価格安定等に関する件)

○委員長(谷川寛三君) ただいまから農林水産 委員会を開会いたします。

農林水産政策に関する調査のうち、畜産物等の 価格安定等に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○菅野久光君 いよいよ新しい畜産物の政策価格 が決定される時期を迎えたわけでございますけれ ども、私は特に乳価と酪農をめぐる情勢について 政府の見解を伺いたいと思います。

そこで、本論に入ります前に大臣から、政府の 農政に対する基本的な考え方を伺いたいというふ うに思います。

大臣は、さきの所信の中で、世界的な食糧需給 の展望を見ても中長期的に楽観を許さない、この ため国内で生産可能な農産物は極力国内生産で賄 う方針と述べておられますが、畜産物の輸入が国 内の需給関係を圧迫し、国内生産が調整を強い られるという状況に対してどのような見解を持た れるか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(山村新治郎君) 先生のおっしゃ られますように、中長期的に見てかなり食糧とい うのは苦しくなるという展望は間違いございません し、また農産物については極力国内生産で賄う、 このような基本姿勢でやっております。

また、特に今回は、いわゆる畜産物、乳製品に つきましては需要に見合った生産を行っていくと いうような方向でまいりたいと思っております。 また、これらの輸入につきましても、主要な乳製 品を畜産振興事業団の一元輸入の対象にするとし 緒に、そのほかの品目の多くを輸入割当て制度、 これを対象としてやっていきたいというぐあいに 考えております。これによりまして、今後とも国 内需給に見合った生産体制をやっていきたいとい うぐあいに思っております。

○菅野久光君 今の大臣の御答弁の中で、あくま でも今後の問題については需要に見合ったことと いうことが基本になるということで、その点は 確認をしておきたいと思いますが、よろしゅうござ いますか。

○国務大臣(山村新治郎君) 今先生がおっしゃ られましたように、需要に見合ったというものを 原則としてやってまいります。

○菅野久光君 私は、先ほど申し上げましたが、 牛乳の問題に絞ってお尋ねをいたしたいと思いま す。

御承知のように、生乳の生産量は、五十一年以 降高い伸びを示しましたが、この伸びが飲用牛乳 の消費量を大きく上回ったために、乳製品向け牛 乳処理量が増大し、乳製品の生産量はバター、脱 脂粉乳を中心に増加いたしました。そして、乳製 品の需給は著しい緩和と推移したのでございま す。このために五十四年度以降生乳の生産調 整が実施され、規模拡大も実質的な抑制を強い られてきたわけであります。

またこの間、乳価も実質据え置かれて、酪農経 営は極めて厳しい状況に置かれております。畜産 物生産費調査によりますと、一日当たり家族の労 働報酬は、五十四年に九千八百十三円であったも のが、五十七年には六千七百六円に、所得率も四 三・一%から三三・一%と収益性はこの三年間に三二 %も減少しているのであります。これは乳価の長 期据え置きの結果であるというふうに思います。

しかし、新聞報道等によれば、政府は一頭当た り産乳量の増大あるいは労働報酬の減少などで繰 じて上げ材料に乏しいと判断し、価格抑制方針を 固めつつあるというように報じられておるわけで す。実質的な酪農家の状況というのは極めて私は 厳しいというふうに思っております。

が、酪農経営のこのような状況を政府はどのよう に認識されているのか。また、これで加工原料乳 の補給金暫定措置法にある再生産が確保されてい ると言えるのか、その辺についてお伺いをいたし たいと思います。

○政府委員(石川弘君) 先生から今御指摘がござ いましたように、苦しい生産調整の時期を過ぎ たわけでございますが、おかげさまで最近はいわ ば乳製品、バター、脱粉等の過剰という問題が消 えてまいりまして、比較的に二三年間は最終製 品、バター、脱粉等の需給がバランスがとれて

きたわけでございます。

それと同時に、牛乳の三分の二を占めます飲用牛乳につきましても、ひとりの過剰による非常に乱れた販売の形から徐々に秩序を取り戻してきておりまして、そういう意味でよく酪農家の方々なんかも明るさが見えてきたということを言っていきたいと思います。

そういう中で、やはり私もが一番気をつけなければならぬのは、ただいま大臣の方からお答えもございましたように、これは何と申しまして、伸びてはくるものではございますが、かつてのような大きな伸びを期待できない。むしろバランスよく生産をしていくことが農家の所得を確保するために、あるいは消費者のためにも望ましいことではございますので、そういうことが長く持続できるように、かつては率直に申しますと、少しよくなりますと生産がまた急速に拡大をして過剰を迎える。過去に既に二回そういう経験がございますので、私どもは過去の例を引くようなことがないように、安定的拡大がどうしてできるかというところについて腐心をいたしているわけでございます。

今お尋ねがございました、価格についていろいろ報道されていることではございますが、私どもはまだそういう算定をやっておりますので、いろいろ折衝をいたします上でございますので、何か決めたというところは全くないわけでございます。先生御指摘のように、いろいろな要素の中で比較的価格の引き下げにつながるような要素とか、あるいは引き上げにつながるような要素とか、ある判断をいたしてみますと、先生も御指摘のありましたように、一頭当たりの搾乳量が増加してきていたということは、これは値段を下げる方に働く要素でございます。

それから、労働時間が合理化されて少なくなるというところも同じような要素でございます。しかし逆に、例えば配合飼料の量がふえているとか、あるいは価格が上がるというようなことは、これは物事の方向とすれば上げる方に働く要素でございます。

います。

それから、労賃等は製造業労賃等に評価がえをいたしますが、そういう周辺の労賃が上がるということはいわば上げの方に働くわけでございます。

それから、副産物として出てまいります子牛の価格が下がるなどというところは、これは上がる方に働く、こういろいろな上げ下げの要素を見ながら現在慎重に検討している最中でございます。

○菅野久光君 現在検討中であるということですが、一般的にはやはり新聞その他でそういう報道がされるわけで、酪農家にとってはこれらの状況について大変な関心を深めているというところでございます。

今日、多くの農家が多額な負債を抱えながら営農していることは御承知のとおりであります。この負債も年々ふえて、五十五年度では約半数に近い農家が償還不能であると言われていたわけであります。農水省の「農家の形態別に見た農家経済」の中で、酪農単一経営の資本設備の推移を見ますと、北海道で一戸当たり資産額は、五十六年度で対前年比七・九％の伸びでありまして、負債額は一三・九％伸びている。それで負債の総額が約二千六百六十万、この負債総額だけでも百十七万八千円ぐらゐになるということになります。所得は平均して約四百五十万というところでありますから、年三百以下で負債の元本を返しながら生活しなければならぬという状況で、とても再生産が確保されるという状況ではないわけでありまして、負債の問題まで乳価にはね返らせるわけにはいかないわけでありまして、乳価の据え置き、一昨年は五十銭ですが、あるいは昨年は七十銭と上げましたが、この程度では、物価、資材の上昇等から見れば実質据え置きと同じで、乳価の据え置きが酪農経営に大きな打撃を与えたことはもう間違いないというふうに思うわけであります。

また、搾乳牛一頭当たりの利潤も、統計情報部の畜産物生産費調査によりますと、同じく北海道で五十六年以降マイナスとなり、五十七年度では四万六千三百八十八円の赤字となっておりますし、所得率も五十四年度三七・六％が五十七年度は二六・七％と、実に一〇・九％も落ち込んできているのであります。

こういったような実態をどのように御認識されておるか、お伺いしたいと思っております。

○政府委員(石川弘君) 酪農の場合は、御承知のように非常に高い伸びを示した、したがって、経営的に非常に条件のよかった時期がありました。

そのことが今になって考えてみますと大変な生産増強につながりまして、結果的には製品が果増する、それから最終生産物の牛乳が乱売されるという形で、結局、生産者にとっても、結果論としてマイナスに働いたということが酪農家自身の自覚になりまして、計画生産に入ってきたわけでございます。したがって、その計画生産に入りまして時期におきましては、特に新規の投資を多くなされた方につきましては、せっかくの投資を十分活用できないという意味のマイナスと、それから価格、数量、その他が据え置かれるというマイナスが重なりまして、御承知のように、特に北海道を中心に大規模な負債を抱えた方々が出てこられたわけでございまして、それにつきましては、御承知のように、私どもは五十六年度から負債整理資金でかなり思い切った借りがえ措置を進めて現在にきております。

一般論で申し上げますと、まず、酪農家の中で内地の方々にとりますと、非常に限られた方を除きまして、この負債問題は、特に経営を圧迫なさっているというふうな経営は少のうございます。

これは一頭当たりの借入金を見ても北海道の半分以下でございます。そういう意味で、負債問題は地域で申しますと北海道の大型化をなさった方に非常に集中をしております。それにはそれなりの対策をすべきだと思っております。実は五十七年度の数字を見ていただきますと、今まで私どもは、負債もふえたけれども、片一方で資産も

どんどんふえてきている。預貯金もふえているというふうな申し方をしてまいりましたけれども、五十七年度からは、一頭当たりで見ると、一番負債の大きい北海道でも減ってまいりました。このことは、先ほど申しましたような計画生産の一巡とか、あるいは負債整理資金の貸し付けとか、乳価、これは何も保証価格だけではございませんで、市乳として売り渡します価格についても若干の好転をしてきたというように、ことがあらわれているものではなからうかと思っております。

私どもの今後の考え方としては、必要な負債整理は今後も継続いたしますけれども、一般論として申し上げますと、負債整理を前面に打ち出していく段階は少しずつ遠のいてきているのではないかと、むしろ健全な酪農経営を誘導いたしたために前向きに必要なことをしていく、しかし、それが余り度を過ぎまして、かつて二度経験しましたような過剰生産を誘導するようなことではなならない、そういうつもりで今後の施策の展開を図ってまいりたいと思っております。

○菅野久光君 負債の問題については、また別な機会にいろいろ議論をしたいというふうに思っております。

次に、乳製品の輸入の問題でございますが、この輸入量を見ますと、昨年の一月から十一月の間に、生乳換算では約二百五十万トン輸入されております。これは昨年の特定乳製品向け生乳量、つまり不足払い対象の限度数量にほぼ見合う量であります。このことによつて国内供給を圧迫していることは私は明らかだというふうに思うわけですが、冒頭、大臣に伺ったわけであります。輸入によつて国内供給が圧迫され、生産調整を強いられる、その結果、生産農家の経営が圧迫され脱落していく、このようなことは生産農家が政策不信を抱くのは当然であります。あくまでも需要に見合った輸入というふうなことを先ほど大臣は言われておりますが、特に輸入乳製品のうち、バターを多く含む食用混合油脂であります調製食用油脂、こ

それが自由化品目であることから、事業団による一元輸入制度を迂回して、擬装的に輸入されている、このようなことではなおさら問題だというふうに思うわけです。

そこで、まず擬装乳製品の輸入の実態と、これに対する輸入の規制措置、さらには乳製品の輸入抑制措置について政府の見解を伺いたいと思います。

○政府委員(石川弘君) まず輸入につきまして、基本的な考え方は、日本の国で合理的な生産が可能とは言えないような非常に価格差が大きいもの、一番典型的に申しますと、農家自身がお使いになっているえき用の脱粉、これが非常に多いでございます。それからもう一つはカゼインのもの、これも非常に価格差が大きゅうございまして、国内で生産はまず難しい、こういう国内ではなかなかつくれないというものが一種類ござい

ます。それからもう一種類は、御承知のように、ナチュラルチーズのように国内でも生産がされてまいりましたけれども、かつて国内生産がないという状況の中で既に自由化を行っている、しかし、国内でのチーズ生産を誘導するため一種の割り当て制度等を使いながら入れているという、あのチーズのようなグループでございます。

それからもう一つが、先生から御指摘のありましたように、私どもは事業団を通じて一元管理をするという趣旨で制度を整備しているわけでございますが、食用油脂を混合させることによって、いわば自由化品目として入らせてきているという、その三つのグループがあらうかと思ひます。

そのえき用脱粉等の問題につきまして、これは農業生産の観点からある程度必要でございまして、酪農家がそういう問題を問題としていろいろと主張なさるときには、やはりえきの場合でも自分の酪農の牛の乳を使うということもこれは必要でございまして、そういうこともいろいろな政策面では進めておりますが、私は、こういうものは余り大きく伸ばす性質のものではなからうと思

っております。

それから、次のグループのナチュラルチーズ問題は、御承知のように、国内生産が外国から入れますものをあわせて使いつつある程度伸びてまいっておりますので、これは量的には若干下がって行くこともあるのですが、ただ、大変問題なのは、為替の変動等によりまして国外の製品が大変有利になるような時期があるわけでございます。そういうこととの関係で、最近生産者の方々もこのナチュラルチーズ問題についていろいろとお考えのようでございますが、私どもも国産のナチュラルチーズがつくりやすいような条件をつくるということが必要であると思ひますが、現在の国際関係の中で、既に自由化したものをまた、例えば配給化するというようなことはこれは不可能でございまして、そういう貿易問題も考えながら国内振興をやっていくということで解決する性質のものだと思っております。

それからもう一つの調製食用油脂のようなものは、制度の趣旨からいって余り入れることは好ましくないという前提で我々が対処しているものでございまして、これもいろいろ貿易関係の中で大変難しいわけではございますが、例えば輸出国政府との協議、協定のような姿で今のような水準に輸出を抑えてもらい、それから、国内の業者もこれをそういう基準以上に使わないように指導するということ処置をとっております。幸い五十八年はこの調製食用油脂とココア調製品を含みまして、両方で輸入量としまして対前年比九六・五というところで減つてはいるわけでございますが、これは御承知のように協定につきまして期限が切れるという問題がございまして、ただいま私が申しましたような方針で今後もういふものを抑制していくという形で、何とか輸出国とも、あるいは実需者とも話をしておきたいと思っております。

○菅野久光君 先ほど乳製品の輸入量を生乳換算で約二百十五万トン、ちょうど昨年の限度数量と全く同じなわけでありまして、酪農家にとっては

限度数量をふやしてもらいたいという要求は強くあるわけですね。そういうことからいって、この二百十五万トンというものが限度数量を圧迫しているとお考えになっておられるかどうかという御認識をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 私は、直接圧迫をしているとはなかなか言いにくいと思ひます。要するに性質の違うもの、かわりにそれでは国内でつくれと言われた場合につくれるものと競合するわけでございますが、なかなかそれがつくりがたいというところでございまして、この量につきましましては、ある程度これ以上大きくさせないという意図で、ある程度はしたいと思っております。例えばば極端に申しますと、それではえき脱粉をゼロにして、国内でかわりにえき脱粉をつくれということは不可能ではなからうか。そういう意味で、強いて競合といふと、先ほど申しました調製食用油脂のようなものは極力抑えることによって競合を避けていきたいと思っております。

○菅野久光君 全く全面的に圧迫しているとは認めがたいが、しかし若干の圧迫はございますか、そういうことをしているというところについては御認識をされるというふううに受け取つてよろしゅうございませうか。

○政府委員(石川弘君) 調製食用油脂等の問題につきましまして、そういう要素が多分にあると思っております。

○菅野久光君 先ほど申し上げましたように乳価が長期間にわたつて実質据え置かれてその間にも経費は増大する。このようなことで再生産が確保されるはずはないのであります。それは小規模層を中心に統計的にも乳用牛の飼養農家が減少し、五十八年二月一日現在で九万二千戸、対前年比で六・四％の減少となつたことなどからも、この乳用牛の飼養農家が減少していることは明らかであります。特に最近のこのように乳価が長期間にわたつて据え置きというふうな価格政策は、価格支持政策ではなくて何か構造政策として位置づけられているのではないか、言えは弱き切

り捨てを意図していると思われるわけでありまして、その点について政府はどのように考えておられるのか、ひとつ明確にお答えいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(石川弘君) 酪農の場合は、やはりある程度の頭数をもちまして比較的专业度を高くやっていくという経営でございまして、どうしても例えば規模が小さい、あるいは専業的な運営がなかなか難しいという方々の中から酪農家としては減つてこられる方があるというところは、これはある程度やむを得ないと思っております。ただ私どもは、ただ大きければ大きいほどいいという考え方はございませんで、既に平均しまして二十三頭ぐらゐ、ECの一般の水準で、北海道の四十数頭というのにはECの中でも大きなオランダの水準にきているわけでございます。そろそろそういう意味で戸数がかつてのよう大幅に減るという状況にはなつてきていると思ひます。したが

いまして、私どもは価格政策だけということではございませんで、御承知のようにこの価格政策で支持をしておりますのは加工部分だけでございまして、内地の酪農家の大半は市乳を出荷することによつて所得を得ているわけでございますので、この加工原料乳の不足払いの制度とここ数年来意を用いております市乳のいわば生産流通のための施策というものを並行させまして、今あります酪農家が極力安定的な姿に落ちつくようによつていくつもりでございませう。

○菅野久光君 時間がございませんで、保証乳価についてでございますけれども、特に私は北海道でありまして、北海道では限りない規模拡大を強いられて、その実現に向けて生産農家は多額の投資をしまひました。それが乳製品の輸入や国内需要の見通し違いなどから、国内需給が緩和すると生産調整を強い規模拡大を実質的に抑える、しかも乳価を据え置く、これでは生産農家は何に生産意欲を求めればいいのかわからないというふうに思ふのです。生産農家にとっては、乳価は経営を左右する重要な要素であることは論をま

たないわけでありませう。

昨年、若干の乳価引き上げと限度数量の拡大が行われたわけでありませうが、これも何ら酪農民のこれまでの苦勞に代るものではないか、ということに思ひます。政府は明年度の保証価格について、先ほども申し上げましたが酪農情勢はよくなったと、早々と何か据え置く方針を示唆したかのように、実はそうではないというふうにおっしゃっておられますが、何かどうも感ずるところがあるように感ぜざるを得ないような状況であります。このように感ぜざるを得ないことは私どもとしては断じて許すわけにはいかないというふうに思ふわけですが、ことしの乳価決定に際しては、生産費を適正に評価して、全中を初め農業団体が要求している九十九円七十五銭以上に引き上げて、積極的に農民の要求にこたえていただきたいと考えているわけですが、その点いかがでございますか。

○政府委員(石川弘君) 決めますのは、御承知のように保証価格以外に安定指標価格とか基準取引価格とか、それから限度数量とかいろいろあるわけですが、いろいろの要素を勘案しながら決めるというわけですが、それ法律に明定されておりました。いろいろの要素を勘案しながら決めるというわけですが、それ法律に明定されておりました。いろいろの要素を勘案しながら決めるというわけですが、それ法律に明定されておりました。

それから、毎度申すことですが、牛乳の価格とそれから農家の所得という問題は、実はいわば不足払い制度で決めることだけで確保するものではございません。市乳の原料をどう得るかという問題は、大変大きな問題でございます。例えば昨年北海道から内地に向けて売ります市乳原料、従来は九十円そこそこで売っておりまして、私もいろいろと生産者団体と話をして、九十四円幾らという引き上げをしたこともございますが、そういうことが大変大きな所得の増にもつながることでございます。こういうことについても関係者とよく協議し

ながら、先生のおっしゃっているような、北海道でやっていたら、方々の所得が確保されて、しかもバランスよく国内に流通できるようなことについても努力するつもりでございます。

○菅野久光君 昨年の乳価の決定を見ますと、保証価格は実質据え置きというふうに思ひますけれども、数字の上では〇・七五%と若干引き上げられたわけではございません。基準取引価格はそれ以上に引き上げられたわけでは、この結果、補給金単価はついに減額となつて、それをもとに交付対象数量を拡大するという極めて異例と言えよう状況であつたわけでありませう。平たく言えば、農家には据え置きではないと言えようように対応して、政府の財政負担はふやさないでその分メーカーにそのツケを回すという極めて都合のいい話であつたわけでありませう。しかし、メーカーにツケを回すに必ず製品価格にはね返ってくるのが常でありませうが、需要拡大を推進する上でこれは矛盾があるのではないかと。やはり値段が高くなればそれだけ需要が落ち込むという部分があるわけで、今後補給金単価を引き上げていく考えが、またたそういつた製品にすぐはね返るような価格政策を需要拡大とのかかわりでどのようにお考えになつておられるのか、あるいはこれから指導されようとしておられるのか、その辺について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 今幾つか御指摘がございましたが、私もその保証価格につきましては、御承知のように生産条件とか需給事情といった経済事情を考慮しながらその加工原料乳地帯、実際は北海道だけでございませうが、北海道における生乳の再生産を確保することを旨として定めると、その場合に酪農経営の合理化の促進に配慮するように、合理化が進むようなことも考えてつくると、この法に定めてある趣旨でございます。そういう形で保証価格がつくられて、基準取引価格と申しますのは、これも御承知のようにメーカーがこの値段ならば安定指標価格の水準のパターとか脱粉とか、そういうものをつくれる価

格ということでございますので、ここにやはりメーカーが合理化をすればするだけそういうものは安くつくられるという要素があるわけでございます。

私どもは、よくどこから財源をひねり出してということに指摘されることがあるわけでございますが、こういう違つた原理で幾つかつくる価格で、その間どうしても財政で埋めなきゃいかぬものを補給金にするわけでございますので、私どもはこれらの定めるべき要件を精密にかつ法の趣旨に従ひまして算定をいたしまして、そこで財源を要するというところであればその必要財源をてん補するという考え方で今後もやっていくつもりでございます。

○菅野久光君 時間がございませぬので、基準取引価格の関係でちょっと伺ひたいと思ひます。昨年、基準取引価格が引き上げられて、いわばメーカーの持ち出しが多くなつた。それにもかかわらず大手乳業三社の五十八年度上期の売り上げ総利益は過去三年で最も高く、また経常利益の伸びは五十一年度以降二社が一番高い数値となつております。通年決算も好調と予想されております。これは乳製品の売価が安定指標価格を六ないし七%も上回つて推移している、そしてその差額がそっくりメーカーの懐に入ったのがその一因というふうに思われるわけでありませう。

さて、その基準取引価格についてでございますが、政府の乳製品製造コストの算定が甘いのではないかと、これが生産者の中でのいろいろな議論になつておられるわけでありませう。つまり、工場の大型化、効率化に伴つて当然製造経費がダウンしているというふうにおられるわけでありませうが、これが価格の算定に反映されていない。基準取引価格の算定に当たつて、政府は単位当たり必要乳量をバターに於いては四十二年、脱脂粉乳等については四十八年以降変えていないわけでありませう。最近、乳質が大変よくなつて、例えば脂肪分は四十二年の平均が三・四八%、五十七年には同じく三・六七%に上がつておられるということから乳製

品の歩どまりはよくなつておられるはずであります。現に三社の単純平均の売上高に占める原料乳価格の比率は五十三年度三六%をピークに下がり続け、五十七年度は二八・一%まで低下してございませう。

このような事情を勘案すれば、昨年に上げたばかりではありますけれども、さらに基準取引価格を引き上げることができないのではないかと、いろいろに思ふので、すけれども、その辺についての御見解をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(石川弘君) いろいろのことを一度にお答えすることにならうと思ひますが、まずメーカーのどんな経費で製造しているかというの、先生も御承知のように、主要な乳業工場を調べまして、毎年毎年私たちがそれに基きまして算定しているわけでございます。それは今御指摘のありましたような合理化要素があれば、そういう合理化要素というものは算定にあらわれてくるわけでございます。そういう合理化要素をどのように見るかということにつきましてはいろいろ議論があるところでございますが、逆に私どもは、メーカーの方からは利益率の問題一つとりまして、そういう非常に厳しく全く何年も据え置いたままでは変えていない、もっと適正な、例えば食品工業全体の経常利益率みたいなものを頭に置いて算定しろとか、先生の御主張と違つた立場の主張も実はあるわけでございます。

私どもはそういうものをいろいろと見ておりますけれども、これは最終製品がなるべく競争力を持つためには、合理化要素は合理化要素として入れるべきであるということで、昨年そういう要素を加味したわけでございます。ことしはそういうことではないかと、算定をしております。最終的にどうなるかというところは申し上げる時期じゃございませぬが、そういう考え方によつて、要するに今までやっておりますような生産費調査によりまして出ました数字をつぶさに検討いたしました。そういう基準取引価格というものを、つ

それからもう一つ、脂肪分の問題とか無脂固形分のお話もあったように思いますが、これにつきましては、これも御承知のように、脂肪分等につきましては一定の分量でやっておりますが、脂肪分取引という形で我々の算定以外に生産者との間で取引があるというのが実情でございます。無脂固形分につきましては、かねがね問題がありまして一定の水準でやっておりますけれども、その後、それを特段に変えなければならぬような現状にまだ来ないというのが大方の今までの話し合いの中でそうなっております。そういうことで、このあたりにつきましては、私どもは従来も一定の考え方をいたしておりますけれども、そういう考え方の線上で算定したいのではありませんかと思っております。

○菅野久光君 この基準取引価格と限度数量との問題は、昨年の経過などから見ても非常に深いかわりがあると思いますので、限度数量の問題について次に伺いたいと思います。

加工原料乳の限度数量は、五十四年以来百九十三万トンに据え置かれてきたわけですが、昨年、乳製品の需要が逼迫していたことなどから二十二万トン増加して二百十五万トンになったわけでありまして、しかし、最近の乳製品の需給を見ますと、事業団在庫はバターで約一千トン、脱脂粉乳で約九千トンと言われております。この在庫量は昨年のバター三千トン、脱脂粉乳二万一千八百トンに比べてかなり低い水準となっております。また、従来需給操作のために必要な事業団の在庫量は、需要量の約一カ月分程度で五万トン、脱脂粉乳で約一万トンと言われておるわけでありまして、こうした状況から乳製品の需給はなかり逼迫しており、不測の事態が生じかねないというふうにも思われます。また、五十年初めまでに投資して整備した施設、機械を最大限に活用し、今後EC並みのコスト水準に持つていくためにも、どうしても投資に見合った乳量の生産ができることが重要な課題であるというふうに考えるわけでありまして、このため中央酪農会議は五十九年度の

限度数量を二百四十万トンに設定してこれを要求しております。また、日本乳製品協会も同じく加工原料乳を二百四十万トンと見通しているわけでありまして。

そこで、最近の乳製品の需給状況から、この限度数量の拡大問題について政府の見解を伺いたいと思っております。

○政府委員(石川弘君) 先ほど申しましたように、バター、脱脂粉乳等の需給につきましては、五十六年から改善をされてまいりまして、五十七年、五十八年にかけて大変バランスよくいってきただと思っております。

ただ、五十八年の終わり、昨年の暮れからことしにかけて状況が大変変わってまいりまして、実は市乳の伸びがとまりまして以降、製品に向けられますものがかなりの勢いで増えてまいりまして、民間のバター、脱脂粉在庫は増加傾向に入ってきたわけでございます。これは私どもの過去の経験に照らしましても大変判断を要することでございますが、バター、脱脂粉を使いませう業界といえますのは底が浅いという声が大変出るのでございまして、一時あるとき急変しまして過剰型と思われるような状況になりまして、大変急速に累積をするという苦い経験がございまして。

それから、事業団在庫は御指摘のように非常に少ないもの、特に、バター一千トン、これは輸入しただけで三千トンのうち二千トン放出しました残りでございますが、事業団がバターを持つていうのは、これが足らなくなってくる過程ですと非常に効果的なのですが、余り出します過程になりますと大変困った代物でございまして、なかなか他と交換がきかないというふうなことです。それから事業団が持つておりますこと自身が、下がり始めましたらこれは値段をまた下げる要因になるものでございまして、私どもは事業団在庫につきましてもこの水準を積極的に上げる理由はないと思っております。そういうことから見ますと、今度の限度数量を

決めます場合には、やはり今後における乳製品需給問題、それから市乳をいかにバランスさせるかという両方の観点から、極力慎重に考えるべき時期にきているのではないかと。生産者団体の方は御承知のように二百四十万トンというのを申ししておりますけれども、乳製品協会の方はむしろ慎重な態度でございまして。

そういういろいろな要件をかみ合わせてみながら、私どもは先ほど申しました法律の趣旨なりあるいは市乳との関係を考えて慎重に決定すべきものと考えておりました。中略等の二百四十万トンという数字がそのまま何か具体的な意味を持つものではなくて、むしろ今回のこの水準を決めますことはかなり市乳問題も含めた慎重な配慮の中で行われるべきものではなからうかと思っております。

もう一つつけ加えさせていただきますと、特に乳製品の需要が非常に強いという中には、本来市乳から直接回収されてしかるべき用途のところまでこの脱粉とかあるいはバターから還元して行っているという状況がございまして、そういうことを考えますと、農家の手取りをふやすという意味からは、むしろ生乳からそのまま行く方が農家の手取りの面でもプラスという要因がございまして、私どもがこの限度数量のことを考えます場合には、やはり生産者全体の利益というのを考えますと、ただふやすことが生産者の利益と考えられないという条件もあることをつけ加えさせていただきます。

○菅野久光君 最後になりますけれども、先ほど来から私も質問の中で申し上げましたが、保証価格の引き上げと基準取引価格の問題、限度数量の拡大、これは北海道の酪農家にとってはまさに死活問題だと言ってもいいような状況であります。特に加工原料乳の約八〇％を生産している北海道としては、これがどうなるかというところも今最大の問題でありますので、ぜひ保証乳価の上げ、そして限度数量の拡大という要求に沿って日本の酪農というものをしっかりこれから発展さ

せる、そういう方向で、今までも農水省はそういったような方向で少なくとも指導してやってきた、そのことが実質的に農家に生産意欲をわかさせる、そして日本の酪農をしっかりと位置づける。そういうことで、ひとつこの価格の設定に当たっては十分その点を配慮しながらこの要望にこたえるように私の方から強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○稲村稔夫君 私は、今非常に大きな関心事にもなっております肉の問題について、集中的に肉だけについて伺いたいというところで通告をしていたのでありますけれども、肉ということになりますと、当然今焦眉の問題になっております東京ラウンド以来の日米農産物交渉の結果がどういうふうになっているのか、その辺の経過をまずお聞きをしたいわけでありまして、それによつてまた聞き方も随分変わつてまいりますので、まずその辺から大臣に伺いたいと思っております。

○国務大臣(山村新治郎君) 日米農産物交渉で現在佐野局長が渡米しております、二十二日ですからちょうど日本時間のけさ四時あたりから交渉いたしました。この交渉は、牛肉、かんきつ、そしてまた十三品目をあわせてこの交渉を行っております。

この交渉に当たりましての日本側、特に担当省としての農林水産省としての心構えというのは、我が国農業というものを守っていくということ念頭に置いてやっておるつもりでございます。特に、一昨年五月、当農林水産委員会での決議、そしてまた本年一月の当農林水産委員会での申し入れ、これをいただいておりますし、この趣旨にのっとりまして農業者が犠牲にならないように、我が国農業を着実に発展させていくということを念頭に置いて、今交渉に当たらせておるところでございます。

○稲村稔夫君 大臣のお答えは前回もそうだったわけでありまして。当然のことだと思ふのですけれども、本委員会の決議、申し入れというのを踏まえていただいていることではあります、しかし

一部の報道等の中では、ある程度もう事務レベルでの詰めも相当進んでいるのじゃないかという推測なども出てきたりしているわけであります。このことは、農林水産委員会所属の委員だけではなくて、国会議員全部と言つていい大きな関心事にもなつておりますし、国民的関心事でもある、こういうことにもなるわけでありますが、佐野局長のその詰めの段階で、大臣はそうするとまた近いうちに渡米をされるというような段階になるとお感じになつておられるのでしょうか、それともまだ時間がかかりそうですか。

○国務大臣(山村新治郎君) きょう始まつたばかりでございますが、佐野局長にはある程度の詰めを行つてもらいたいということで渡米をしていただいたわけでございます。

ただ、前々から申し上げておりますように、いわゆる今月末が一応期限ということになつております。金子前大臣も五十九年三月いっぱいというやうなことで、いろいろ何通も約束されておられるやうでございますし、そしてまた、我が国とアメリカとの間のいわゆる友好関係というのが、この話し合いによつて妥結をするということによりまして、アメリカの中における対日強硬派というものに対する抑止力、歯どめと申しますか、それにもなつておるといふことも聞いておりますので、できれば何とか今月いっぱいということに今やつておる最中でございますが、前々から申し上げましたように、今月いっぱいという期限にとらわれまして無理な妥結というものはしないというやうな基本姿勢で行つてまいります。

○稲村稔夫君 それじやまた確認で申しわけありませんが、そうすると期限が来てもこれは妥結されないままにまた経過をするということもかなりあり得ると、現在はどうも何日もないわけですからね。

○国務大臣(山村新治郎君) 今先生がおっしゃいましたそのまま、そのとおりでございます。今、佐野局長がいろいろ話を、交渉をしておる最中ですが、余りにも隔たりがひどいという場合

には、これは期限にとらわれてということとは考えておりません。

○稲村稔夫君 このことは大臣の決意を信用させていただきまします。

そこで、ということに相なりますと、これから我が国の畜産のあり方というものを大臣がどのように考えておられるのか、その辺のところを伺いたいわけでありまします。

我が国農業における畜産の役割、この辺は、これは後でまたさらにコストの問題やなんかいろいろとお聞きしたいと思ふ点がございまして、今までの我が国の農業は主として耕種農業、水田農業を中心にしてやつてまいりました。そういう中で、今の畜産というものを今後どういうふうにしていくと位置づけておられるのか、その辺から伺いたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎君) 我が国の畜産というものは、これまで順調に伸びてきておつたというぐあいに認識しております。特に、農産産出額の中の約三分の一を占めるといふように、まで大きく発展してきております。わが国の農業の発展を図る上で重要な役割を果たしておる、こういうぐあいに考えております。また、畜産物は特に国民の生活上重要なたんばく質供給源である。そして、従来ほどの高い伸びはないにしても、これからも上向きで伸びていくのではないかと、これから考えております。このために、畜産につきましまして、今後国民への畜産物の安定的供給、そしてまた、畜産経営の健全な発展を図ることを基本として、それぞれの部門、実態に応じてその振興を図つていきたいというぐあいに考えております。

○稲村稔夫君 安定的供給という言葉もそれなりにはわかるのでありますけれども、そうしますと、それは今後畜産についても、自給度を上げるという方向でその生産を考えていかれるのか。それとも、国際分業論の立場に立つて、物によっては自給度も上げていくけれども、物によっては外国へ依存をするという立場に立たれるのか。

○国務大臣(山村新治郎君) いわゆる自給力というものの御決意もいたしております。私といたしましては、我が国で生産可能なものはできるだけ生産して、これで賄うという基本方針でやつてまいりたいというぐあいに考えております。

○稲村稔夫君 自給度を上げていくということになりますと、やはりそこでは当然国際競争の問題が出てくるわけでありまします。そこで、畜産物のコストという点にもなるわけでありまします。この点につきましましては一応EC並みのコストを目指しておられるというのが、私が昨年十月に前金子大臣に伺つたときに御答弁があったところでありまします。EC並みというのに対して、私はまたいろいろとその辺にも若干疑問がないわけではありませんけれども、しかし、とにかくEC並みに持つていくというのを言われ、しかもその中で、二、三年で大体その辺にいくだろうという計算になつております、という御答弁をいただいたのであります。ところが、そんなに早くEC並みというふうになるのでありましようか。これは、酪農の面では規模ではEC並みになっているということは今も御答弁がありましたが、コストの面ではどうなのでしょうか。そして、それがもしそうでないとしたらどの程度かかるのでありましようか。

○政府委員(石川弘君) 私どもでEC並みということと言ひ始めておりますのは、比較的大家畜について目指すものとして掲げたわけでございまして、御承知のように、日本の畜産の中で既に中小家畜、豚とか鶏のように、えさは主として海外に依存するけれども、それを合理的に使つて、この種のものは土地の制約が小そうございまして、合理的化をしていくというやうなものについては、物によつてはEC並みに既に到達をしている。例えば卵なんか典型でございまして、そういうものがございまして、やはり一番自給力という面で大事であります。また、人間の食べますものと違つた草を使つてやれるという意味で、一番自給力上も必要な大家畜につきましては、御承知のように、

酪農についてECを目指して走りながら、先ほど申しました規模においてそういう水準にようやく達した。

ただ、これはECの諸国が長い年月をかけて築き上げた現在の体制と、日本のように比較的短期間に追いつこうとした結果、やはりコストその他の面につきましてはまだ格差がございまして、酪農がある意味では一歩早くそちらを目指して走つていたわけではございますが、最も格差が大きいのが肉用牛生産でございまして、肉用牛生産につきましても、酪農に追いつくという意味でECを一つの目標にし、と申しますのは、粗飼料といった面でもアメリカとかオーストラリアとかではこれは比較になりません。ECの場合は比較的、日本より恵まれておりますけれども、土地条件の制約が大きいということもございまして、そういうものを目標にして、いわば近代化をしますための基本的な方針を昨年十月に決めたわけでございます。

到達すべき時間につきましては、私どもはあの際にも申し上げておりますが、そういう二、三年というテンポでは実は難しゅうございまして、私どもがかねがね言つておりますのは、せめて六十五年のあの見通しの最終年にはかなり接近したいものであるというやうなことを申しております。これらのことはいづれも何年ということに決めることよりも、そういう方向に向かつていくということが必要と考へておりますので、二、三年という期間は私どもとすれば大変短い期間ではないか。先生の御指摘のように、そういう御答弁があったことも承知をいたしておりますけれども、これは酪農とか肉用牛生産ということで申しますれば、もう少し時間のかかることではなからうかと思つております。

○稲村稔夫君 畜産局長、大変申しわけないですけれども、やはり大臣にはその辺は正確なところを教えておいていただきたいのであります。私が秋にお伺ひしたときには、こう明確に言われていたわけですが、「EC並みの生産コストに日本の農

業が成長するというのはここ二、三年で大体到達する、そういう計算になっております。これは議事録にもちゃんと残った形なのでありますから、きちつと大臣にはその辺は理解をしておいていただくように、山村大臣はそういうことではないと思ひますけれども、ぜひお願いをしたいと思ひます。

そこで、ECを目指して努力をしていかれるというところでありますけれども、実際にEC並みになることが可能なのだろうかどうだろうか。例えば粗飼料の問題もお考えになつていようであり、また粗飼料を得るための土地、経営面積という観点からいくなかりECとはかけ離れてくることにもなるということが一つと、それから、コストがEC並みよりはまだ高いけれども、いろいろと努力をして自給度を上げていく、こういう努力をしていかれる中では、そこでコストは少しは高いけれども、生産が上がってきます。そうすると、輸入の問題が当然起こってくるのではないでしようか。今後、特に大型家畜といふことで、牛肉の需要については長期計画でしようか、六十五年を目指してのあれでいくと、何か輸入依存度の方が高くなるという形の方でありますけれども、その辺は自給を目指していくということと何か矛盾するように思ふのです。

○政府委員(石川弘君) これは、私どもの需要の伸びをどう見るかということにもかかわるわけでございまして、牛肉の場合はどうしても肉資源としまして国土の大ききみないなものの限りがあるわけでございまして。そういう意味で国内で供給可能なと言ひます場合に、ある程度合理的な供給といふことを考えなければいけないと思ひます。どんなに高くても構わぬという論法になりますと、これは消費者との関係で合意が得られないところでございますので、合理的な生産で自給が可能なものは自給をするという試算で六十五年見通しをつくりました際には、若干今よりも供給の比率が下がることであるというの表の中にございすけれども、この辺は基本的に何か圧倒的に輸

入が多くなるというふうな数字ではなくて、若干、確かポイント前後の下がりがあり得べしという試算になっております。

○稲村稔夫君 そうすると、六十五年を見通した長期見通しの話が出たものですからついでにちよつとお聞きするのですけれども、それは現状も経過をしておりますが、そこでその現状は長期計画との関係で大体うまくいっているのですか。何かものによつては、ずれがあるように思ふのですけれども。

○政府委員(石川弘君) これは御承知のように、生産につきましてはいろいろな変動がございまして、生産の見通しで申しますと、かつての穀物ショック以来のそういうショックが残っております。例えば五十四年なんというの生産が大体見通しよりかなり下回つています。それから五十六年になりますと、今度は先ほど申しました酪農の生産調整と申しますか、駄牛淘汰といふことでその牛乳の生産調整の結果、比較的能力の低い牛を殺して肉に回したという時期がございまして、そうしますと五十六年は生産見通しをオーバーするやうな生産が出てきたといふやうに、短期的に見ますと目標年次比べてある程度の振れがございす。これは天然自然の産業といひますか、こういうものでやむを得ぬと思ひますが、非常に大ざっぱに言へば、方向としては余り間違ひのない方向を今走っているのではないかと。

これは将来のことになりますと、例えば、最近問題になっておりますやうな雌牛の淘汰がある程度行われているのじゃないかといふことになりす。これまた二年後に生産が余り伸びないといふことが出てくる可能性があるわけでございす。が、私の今の感じでは、大変大きな言ひ方をしますれば、ほぼそういう見通し線に余り大きく振れない形で動いてきておると思つております。

○稲村稔夫君 そこで大臣、私はわが国における畜産の振興、自給度を上げていくといふことを考へていきましたときに、耕種農業とかかわりといふものをかなり考へていかなければいけないの

ではないかというふうに思ふわけですが。

それで、特にわが国の耕種農業と言つたときは水田でありますけれども、こういう耕種農業との複合経営といふものを基本に考へていっておられるのか、それとも今とられていられる方向のように畜産専業化への方向を中心にとられるのか、その辺は農林水産省の今後の指導方向といふことなわけでありすけれども、私が大臣に伺ひたいのは、大臣としてどういふ方向をとるのが一番いいのか。いいですか、メモは要らないで答えたいだけしたいのでありますけれども、要するに耕種農業と複合といふやうなわが国独特の行き方をとるのがいいのか。それとも今のように大体専業化し、少しずつ大型化をしていくといふことでやつていくといふ方向をとる方がいいと思つておられるのか。これはやはり基本的な考へ方になりますので、それを聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎君) これは大型といふ家畜の畜産経営といふこともありましようが、また、土地によりましては耕種農業とのいわゆる複合経営といふやうなもの、これはその土地土地によりて私はやつてもいいのじゃないかといふやうに考へております。

○稲村稔夫君 土地土地によつてというお答えでありますけれども、しかし、全体の流れとして今、畜産は大体専業化への方向をとりつつあります。そして今のコストの問題、さつきからいろいろと出ているわけであります。コストの問題を追求していきますとどうしても一方では畜産専業といふ方向へ向かざるを得ないといふ要素を持つていられるのじゃないだろうか。このことが今度は、耕種農業とかかわりの中で日本農業のあり方として果たしてそれでいいのでしょうか、こういうことを私は伺ひたいわけなのです。小さな地域地域での特徴的なことを伺つていられるのではなくて、日本農業の流れとしてどう考へていられるかといふことを聞きたいのです。

○政府委員(石川弘君) 専業化に向かつていふというお話でございすが、まず典型的に言ひま

すと、中小家畜のやうなものはそういう方向に向かいつつありますし、現にそういう専業化した大型経営が主力でございす。

問題は大家畜生産でございすが、大家畜生産の中で比較的専業化が進んでおりますのは酪農でございす。それからもう一つ、肉用牛経営でも肥育経営が大型化を目指しているものが多うございすが、実は繁殖経営、特に肉専の繁殖経営の主力は依然として水田とかあるいは畑作とのいわば複合型の経営でございす。

私どもは今回の基本方針の策定につきましても、そういうことを頭に置きましてあの基本方針の中では、酪農経営の場合それから肉用牛経営の場合にそれぞれタイプを設けまして、専業型で進むやうな人はこういう形を選べ、それから背後の条件等を考へながら複合経営でいく者はこういう形を選んだらどうかといふ別々のタイプを指示をしまして、そういうものを先ほど大臣が申し上げましたやうにその立地立地に応じて、しかも比較的土壌の制約が少ないところ、これは北海道とか東北とかあるいは九州の一部とか、そういうところと、土地条件の制約が比較的大きいところ、比較的やういふ広範な背後地を持たないところ、こういう二つに分けましていわば誘導すべき目標を定めておりまして、特に繁殖経営の場合にはやはり繁殖単一でやるという条件といふのはなかなか整つてこない。今御指摘のありましたやうな複合、これは水田とかあるいは畑作とか野菜作とかいろいろございすけれども、そういうものとの組み合わせがむしろ必要ではないか。そういうものから外そうとしますとこえつて経営が脆弱になる場合もある。そういう割り切り方でございす。

○稲村稔夫君 私は畜産局長の立場での御答弁はそうだろうと思ふのです。というのは、畜産経営といふその範囲だけで見ていけばおっしゃるやうなことだろうといふふうに思ふのです。私の聞き方が悪いのかもしれませんが、兼業化例えば家畜を飼うといふことになりすすと兼業化

が非常に難しくなっています。今日の農業は大変激しい勢いで兼業化をしてしまっているのです。そういう中で畜産の振興を図っていくとすると、新たにまた拡大をしていく、畜産と取り組もうとするならば、家畜を飼っているために外へほかの農外収入を得るために出られないという条件が今度は阻害要件になってくる、こういうこともなっています。あるいは畜産経営の中で、例えば繁殖と取り組んでいっても、もうどうしても農外収入を当てにしないやならないという農家になってきますと、結局やめなかならぬということになっていってしまうでしょう。

ですから、日本農業全体のあり方という観点から見ていったときには、私は今の畜産の行き方というものが、今の繁殖なんかのことはひとつ別にいたしまして、全体として経営としては専業化への方向、要するに専業化でなければ取り組めないような状況になってきていると言ってもいいわけなのです。だから、そういうあり方では日本農業はいよいよだろ、日本農業の一つの未来へのビジョンも含めてその辺のところは私に問題だと思っておりますので、それで大臣の見解が聞きたい、こういうふうに申し上げておきたいのです。

○国務大臣(山村新治郎君) 私も畜産局長と実は一緒なのですが、北海道やその他の大きいところでは畜産農家というのはいわゆる専業でやっています。それと、さっき話が出ました繁殖と申しますか、子牛の方のことになりますと、これはやはり複合経営というような形、これは両方を取り入れてやっていくべきでありまして、それ以上私としてはまだちょっとほかに新しい政策というのを持ち合わせておりません。

○稲村稔夫君 わかりました。このことについてはまだいろいろと御議論しなきゃならない部分があると思うのです。要するに農業の根幹の問題にみな触れていると私は思っております。そのことは時間もなくなりましたからこの程度にさせていただきます、次に、えさのことにつ

いてちょっと伺いたいと思います。まず、この間の畜産振興審議会の飼料部会で、えさの自給を高めるといふ視点を踏まえた建議がされたようでありまして、この建議をもちろん踏まえていろいろとこれは対処していけるのだとは思いますが、これについてはお考えをまず伺いたいと思います。

○政府委員(石川弘君) 飼料部会から御建議をいただいておりますが、私もここに掲げてありますような趣旨はごもっともと思っております。ございまして、今後とも極力こういう趣旨に沿った政策展開をしたいと思っております。

特に、これは粗飼料給与率を上げますために、単に公共事業で草地造成をやるというだけではありまして、いろいろと新しい考え方を導入いたしまして、例えば団体営草地開発なんかにつきましては、新しく造成します場合にどうしても農民の負担が重くなりますので、再整備の方の農家負担は実はこれは低いものでございまして、そこそこ新しく造成するものを調整しまして、新しくやる方が負担がふえないような調整係数というのを新しく入れております。それから草地管理用機械等につきましてもいろいろな助成体系もあつたわけでございまして、極力簡易な、しかも負担の少なくなるようにということで無利息資金で草地管理用機械とかあるいはサイロをつくれるようにするとか、そういうことで粗飼料の供給にうんと力を入れたいと思っております。その場合に、やはり里山とか国有林といったようなものもかねがね利用するというところでやっておりますが、こういうことにつきましても新しい考え方でやれますように、特に畜産農家とそれから耕種農家がある程度結びつきまして土地を有効に使うという、地代の一括払い的なようなものも新しく入れたいと思っております。

そのほか、備蓄等につきましても御要請がございましたので、これは御承知のように備蓄の積み増しなりあるいは価格安定制度の基金の増勢といったようなことで措置をしているところでござい

ます。○稲村稔夫君 もう時間ありませんので、あとまだいろいろとえさについて伺いたいと思いましたが、これはありますけれども、これはまたいずれかの機会というところにさせていただきます。今の建議にありましますようなえさの自給への努力、特に粗飼料への努力というものはぜひ積極的な施策を展開していただきたい、このように思うわけでございます。

ただ、そこでちょっと少し気になることだけ聞いておきたいと思うのですけれども、粗飼料の生産を伸ばしてまいりまして、一定程度粗飼料に依拠する分がふえるということは、コストの引き下げにつながるものであります。しかし同時に、そうすることによって今度は濃厚飼料の供給量が減ります。そうすると新しい貿易摩擦の原因になるということにはなりません。そういう心配はございせんか。

○政府委員(石川弘君) 濃厚飼料が入らなくなると貿易摩擦という前に、私どもは牛肉を必要以上買入ということ、国内における牛肉生産を阻害して、結果的に穀物の輸入が減るということ、を既に向こうには申し出ております。これは御承知のように、濃厚飼料の輸入は全く自由化しているし、それから関税も一銭もかけていないわけでございますので、要らない物を買わないということ、は別に貿易摩擦にはならないと思っております。

○稲村稔夫君 私は、いろいろと政治的なものがひっ絡んでくるから、このことだつて決して油断をしていてはならぬ、十分警戒をしながら、例えば新たなそういうことが起こったとしても毅然として頑張りたい、そう思うのですから申し上げたわけです。

そこでさらに、飼料の安全性のチェックの問題が一つありますので、そのこともちょっと伺いたいのです。飼料に対する添加物について現在百一品目が挙げられておりますけれども、この添加

物についてそれを認められている基準は何なのだろうか、それからまた、それに対する安全性へのチェックの体制というのはどうなっているのだろうか、この辺のところをお伺いしたいと思います。

○政府委員(石川弘君) 添加物を認めております理由といたしましては、飼料の品質が下がりますことを防止するという目的が一つございまして、それからもう一つは、飼料の栄養成分を補給するという意味でございまして、これは典型的にはビタミンとかミネラルみたいなものでございまして、それからもう一つは、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進というように当てるわけでございます。こういう物の考え方に従って、先生から御指摘のありましたように百一品目が添加物として指定をされております。これらにつきましてはいずれも御承知のように、農業資材審議会におきまして飼料添加物の評価基準というものがございまして、これでチェックをいたしまして、安全性とか有効性が完全に確認されたものを指定するというところでございまして、

これはそういうことで認められるわけでございますが、今度はそれを適正に使用してもらわないと困るわけでございますので、それを遵守するために、まず農家段階では、私どもで一種の飼料安全使用緊急対策事業というのをやっておりますけれども、こういうものを通じまして獣医師さん等による畜産農家を対象とした講習会の開催とか、あるいは巡回指導等によりまして、使用基準が定められている飼料がそのように使われているかどうかというのを指導をいたしております。それから、特に自家配製農家でみずから抗菌性物質製剤を飼料に配合しております人につきましては、飼料製造管理者の設置義務というのがあるわけでございますが、そういう特定の義務を負っている方々につきましては、そういう人がちゃんと置かれているかどうかということやら、あるいは一斉点検をするとかしましてその責務が完全に行

われているかどうかのチェックをいたしております。

それからもう一つは、配合飼料等をつくりまじたり売りましたりする段階でのチェックでございますが、これにつきましては、肥飼料検査所によつて立入検査をするというふうなことで、それから添加物を生産、輸入、販売することにつきまして報告聴取をいたしておりますが、それでチェックをいたしまして、そういうものがきちつと使われているかどうかというのをやります。それから特定の添加物、これは特に抗生物質でございますが、こういう物につきましては安全性の確保に万全を期す必要がございますので、肥飼料検査所で行います国家検定にかけておまして、これに合格しないと販売できない、こういう姿でチェックをいたしております。

○稲村稔夫君 えさというのも直接的には家畜に對しての影響がありますし、それをまた人間がとるといふことになるわけでありまして、それだけに安全チェック体制というものは万全上にも万全を期してもらいたいというふうに思ふわけでありまして、この点では今も肥飼料検査所の話が出ましたけれども、国民的にはこの点では農水省、ちよつと今あれを買っているところですね。縦割りの何かとかいふふうに言われているところでありまして、それから、それだけに人体への影響等についても常にチェック体制をきちつと、厚生省との関係などもありましようがやっていたいただきたいと思っております。

もう時間がないので本当に申しわけありませんが、あと簡単に肉の価格について伺いたいと思ひます。

価格についてはいろいろとありますけれども、新聞の中には、また据え置きで諮問されるのじゃないだろうか、というふうな心配もしている向きもあります。この点がどうなのかということ、それから、農業団体等のやつております生産費計算と農水省の算定方式というのとは違ふようでありまされども、この生産費が肉の価格に影響をす

るのはどの程度影響するのであろうか、その辺のところ、特にこの点は先ほど来からいろいろと同僚の首野議員が伺いました酪農においての話で借金の話がありましたけれども、こういう農家が借金で苦しむというところは私も随分訴えを聞いています。生産費が必ずしも十分正当に評価をされていないというところになるのではなからうか、こんなふうにも思ふものですか、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 私どもが、指定食肉、牛肉と豚でございますが、これにつきましてとおつております方式は、通常需給実勢方式と言われている方式でございます。農業団体の場合と方式を異にしておりまして、実際に市場で形成されております価格というものを一つの基準にしましてこれを一定の期間、これを基準期間と言つておりますが、牛肉の場合は七年間、豚肉の場合は五年間、その間で生産費がどのように動いてきたかということとをバランスさせながら算定をする方式になっております。これはそういう意味で生産費の動きがならされて加味されるわけでございますが、そういう方式でございます。私も、この方式で現実には生産が順調に拡大をしましておりまして、農業団体が言います所得補償方式という方式をとらなくても生産の実態は反映していると思つております。これは比較的動かさないできておりますのは、先ほどから申し上げておりますように、生産者の方の合理化努力という形で、水準は上がつておりませんけれども個別農家とすればそれなりの合理化で対応してこれだということ意味で、消費者の方にも十分御納得のいただける方式じやないかと思つております。

先ほど先生からちよつと御指摘がありました負債等につきましては、たとえば五十七年のように一般論をいたしましてあらゆる経営にかなり大きなマイナスが出てまいりました場合は、御承知の肉畜経営改善資金というふうな形で負債整理等をいたしております。その後の食肉肥育、生産、

特に肥育の方々の条件はかなり改善されてきておりまして、五十八年度は明らかに前年よりもはるかに改善した姿になつていふように思つております。

○稲村稔夫君 いずれにいたしまして、私は今の算定方式で多少まだわからないところもありまして、これはまたいずれかの機会にいろいろとお聞かせいただきたいというふうに思ひますけれども、要は、農業団体の計算などによりまして、生産費所得補償方式になるかどうかということとは別にいたしまして、生産費の部分でえさ代は上がつてきておりますし、それからまた労働時間も若干づつではありますけれどもふえていふようでありまして、そういうことになりまして、今の政府のこの計算でいくと最終的には所得がゼロになつてしまふような形、印象にもなるわけでありまされども、そんなことにならないようにも、ちろん配慮していただいていると思ひますが、要するに、生産費が正当に反映されるような価格というものを常に御諮問いただいて、それが生産者にも消費者にもよくなるように御指導をいただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○上野雄文君 私は、一連の農業問題の中で養蚕に限つて御質問申し上げたいと思ひます。

今、首野委員から酪農、そして稲村委員から畜産、畜産農家、酪農家の皆さんの悲鳴が聞こえるような質問だつたと思ひます。養蚕の面でも、今減反の問題やら、あるいはまた価格の問題やら、そういうことを前にして、大変な悲鳴が上がつていふ。実は、三月二日の日にも、私が木材、それから首野委員が魚、稲村委員が米、これも一連の輸入の問題と絡んで大変な状態にあるというそれぞれの角度から御質問を申し上げたわけですが、農林省はまさに受難の年の連続と言つてもいいのだらうと思ひます。また逆に言えば、今ほど農林省が農家の立場に立つて踏ん張り続けなければいけない年はないのだらうと思ひます。そこで、私は、実は大臣か御答弁をいただく

のは一番後にしようと思つておつたのでありますが、冒頭に大臣の率直なお気持ちを養蚕問題についてお尋ねをしてみたいと思ひます。それは、三月二日に村沢委員からも、国内の生産は国内の需要を下回つていふのだから国内でとれるものについては抑制するといふようなことはできるだけしない、そういう方向でやつてくれという結びがあつたと思ひます。今酪農の問題で首野委員の質問に大臣は、極力国内生産で賄ひます、そうして需要に見合つたということの原則にして取り組みます、こういうお話でありますから、養蚕問題についても大臣の率直なお気持ちというものを、十二万八千戸の養蚕農家に向けてのお気持ちを伝えをいただきたいというふうに思ひます。

○國務大臣(山村新治郎君) まさに、先生の言われるように、日本農業受難の年と言われる。私は、実は農林水産大臣をやれと言われましたときに、本当のところを言つてうれしよりもぞつとしたというふうな、これは率直な感じでございます。それぐらひはつきり申しまして難問が山積しております。

その中であつて、特に養蚕の場合に戦前は全農業の四分の一ぐらひ、二五%を占めておつた。現在ではこれはかなり低下して二%弱というふうな状況でございます。しかし、これは農山村における農業経営上重要な複合作物の一つということに認識しております。そうしてまた、現在減反の御協力もお願いしておるし、また、特に繭糸価格安定制度、これ自体大変な危機に陥つておる中でこれをどういふぐらひにするか、今研究会を設けて研究していただいております。今研究を設けて、ただ、自由化してしまつた品物の一つであるといふことでなかなか輸入等に対しての規制というものはむづかしいようでございます。しかし、それにはしましても、農林水産省といたしましてはできるだけいわゆる相手国にお願いいたしまして輸入の縮減という方向へは努力してまいりたいと思ひます。また、伝統産業でございますこの養蚕業というものを何とかして持ち直してやつてい

きたいという基本姿勢でこれに臨んでまいりたいです。

○上野雄文君　そこで、一つ一つお尋ねをしていきたいと思うのですが、局長、やはり養蚕農家の方々は、減反の問題が出てきておつても、ことしの価格は一体どうなるだろうかというのがどうしても一番の心配事だろうと思うのです。この辺について三月末までにお決めるようになるようでありますが、畜産あるいは乳価、そうといったものとの、もうその時期に実際に来ているわけでありましたけれども、今どういう状況になっているか、どんなふうにして持っていくつもりなのかなどというふうな願い、お気持ちなどをこれまたお知らせをいただきたいと思うのです。

○政府委員（小島和義君）　私どものところには、生糸の需要者側からは、大変機業地も輸入の織物等に押されて苦しい状況にありますので、基準糸価についてできれば引き下げてもらいたいという要望が寄せられております。また養蚕関係者からは、自分たちとしても大変苦しい中に減産の方向に向かって現在検討を進めている最中でありまして、基準糸価を下げるということはないで、むしろ欲しいという要望が寄せられておるわけでございます。基準糸価の決定方法については、御承知のとおり繭糸価格安定法によりまして、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情から見て適正と認められる水準に決定すると、これが法律上のルールでございますので、今申し上げましたような大変難しい諸情勢を勘案しながら審議会の意見も聞いて適正に決定してまいりたい、かように考えております。

○上野雄文君　そういっても——このところもきのうは事務局の方々が、もうそれ以上の答弁はできませんよというのを繰り返して言われました。しかし、やはり農林省なので、今日の状況を考え、置いておいて態度を貫いてほしい。このところ、五十七年対比で言ってみても一〇％下がって、一万四千円ですか、そういう状況、それでも耐

え抜いてきた、こう言っているわけですが、ですから、さらに減反問題で今相談中だ、お願いをしてあげてというのであれば、その補償は我々は全力を挙げてそういう仕組みの中でも頑張っていきたいというふうな気持ちなりそう思うのです。これはこれ以上聞いてもそれ以上のお答えをしないというのであれば、私どもの要望というところになるかと思うのですけれども、おっしゃりたいことがありましたら重ねてお話をいただきたいと思ひます。

○政府委員（小島和義君）　繭糸価格安定制度は、直接には生糸の価格安定でございますが、その生糸の安定を図っているという趣意は、やはり国内の養蚕を保護するというねらいから制度ができておるわけでございます。申し上げますと大変長くなりますが、最近の養蚕業をめぐる情勢の中でこういつた制度の健全な機能発揮というのが大変難しくなってきたという状況にあるわけでございます。私どもとしても、気持ちにおきましてはこの法律の趣旨でございます養蚕の安定的な発展を図るということは農林省の役人でありまして以上持っているわけでございます。この難しい中でどうやって適正に価格を決められるかというところで苦慮しておるというのが実情でございます。

○上野雄文君　ひとつ大いに養蚕農家の養蚕安定のために頑張りたいと思ひます。そこで、養蚕農家の指導をされてきている農水省として、今日典型的な養蚕農家が施設や設備、整備といったものについて大体どのぐらい投資をしているか、そういう状況を知らないので、その把握の状況などについて教えていただきたいというふうに思ひます。

○政府委員（小島和義君）　これは最も信頼できる資料といたしましては、統計情報部で行っております繭の生産費調査に出てくるわけでございますが、遺憾ながらこの生産費で把握できますものは、全国平均の養蚕農家の経営状況と、あわせて

掃き立て箱数別にどれぐらいかということしかわからないうちでございまして、その中で生産費の一部を構成しております償却費がどれぐらいかというところは、数字の上では把握できるわけでございます。ただ、その償却費の背景にありまして資本設備というものが総額でどれぐらいか、またどういう種類のものがあるかというの、生産費調査の上からは直接には把握できないわけでございます。そこで私どもといたしましては、いわば望ましい一つの專業農家と申しますか、養蚕の所得が大体八割ぐらい以上を占めております養蚕專業農家について一つの指標を示しておるわけでございます。

これは二、三年前に養蚕業振興審議会の生産部会を煩わして決めたものでございまして、その内容を簡単に申し上げますと、家族労働力で三人、経営規模で桑園面積が二・五ヘクタール、掃き立て箱数が年間百十箱、一蚕期で二十箱で年六回ぐらゐ飼育する。そういうことですと、収量で三・七トンぐらゐに相なるわけでありまして、所得いたしましては年間三百六十万円ぐらゐになる、こういう養蚕経営を想定しているわけでございます。そういう養蚕経営をするための設備がどれぐらゐかかるかということになるわけでございます。これは当然のことながら他の養蚕農家に比べれば充実しておるわけでございます。トラクターでありますとか、条桑刈り取り機でありますとか、あるいは蚕室でありますとか、そういうものを兼ね備えた経営でありますので、全部新品でそろえるということになりますと、大体八百万円から一千万円ぐらゐの投資が必要であらうというふうに見ておるわけでございます。現実には、養蚕農家はおおむね父祖伝来の仕事としてやっておりますので既往の投資が既にあるわけでございます。例へば蚕室などにつきましては従来建物を利用して、というところがございまして、全部新品で投資した場合今申し上げたような金額、実際には、その半分から七割ぐらゐというところが実際の投資額であらうかと思ひます。

○上野雄文君　それから、米の転作と関連して、桑園をつくる、つまり養蚕をやらないと、転作の場合に永年作目にするだけ切りかえてもらいう、またもとに戻ったのではどうにもならないというところで、奨励金もつけて切りかえをさせたと思うのです。うちの、栃木県ですけれども、かなり広がってきまして、ある地域なんかではほとんど全部桑園にかわっているという地域なんか出てきています。全国的にどのぐらゐ桑園に切りかえをしたか、総面積はどのぐらゐあるのか、これも知ってみたいなど、こう思うのですけれども、その把握した数字というものはございまして、

○政府委員（小島和義君）　米の転作が始まりましたのは厳密には四十六年からやっておりますわけでございます。古いものについては概数しかわかっておりません。ただいまやっております水田利用再編対策が始まりましたのは昭和五十三年度からでございます。五十三年度以降今日までというわけでございまして、おおよそ二千万歩が転換をいたしております。

○上野雄文君　それから、この転作で桑園にした人たちの悩みが訴えられていたわけなんです。それは三年で奨励金が打ち切り、さらに二年たつと桑園は水田でなくなる。そうしますと、年度の第三期対策なんかでも、新たな減反割り当てが来た場合に、もう既に水田でなくなつてしまつたのだから残つたものについてまた割り当てを受ける。極端なことを言えば、そういうふうな農林省の方針に従つて永年作目をつくつた人は五年たつと水田でなくなつてしまつたので、残つた水田に對してまたぶつかるといふことで雪だるま式にふえていくというふうな二重の被害を受けているのです。片や一年作でやっておつた人は十何年もずっと奨励金をもらひ続けてきている。農林省の言うとおりに忠実に水田をつぶしていった人はえらい目に遭つてしまつています。やはりお上に逆らつておつてやつた方がいいのだな、正直者が馬鹿を見たという結果があらわれるような施策が——もともと養蚕自体だつて、米づくりをやめて、ひ

○上野松文君 いずれにしても御丁重な御答弁をいただいたのですけれども、一月ごろになって言われたのではこれは頭にきてしまうというのも無理がないと思うのです。

そこで大臣、実は私がここで質問をするに当たって、我が栃木県には養蚕日本一、五十三年には天皇杯をいただいた方がいらっしゃるのです。私

もそこへ行つて、倉井寛さんとおっしゃるのです
が、いろいろ話を聞いてまいりました。彼は今度
の米の転作、政府の方針にひとつ乗つてやつ
てみよう、こういう決意でやつたのです。今
言うところの三〇％減反というのを目前にして、
彼の率直な気持ちというのを私が代弁してみたい
なと思ふのです。

彼は、転作と同時に始めまして規模拡大をし、
そして自分のところの田んぼだけでは足りないの
で、減反をした人の田んぼまで借りて全部棄園に
してやつたのです。収量は八・五トンです。こ
んな大変な養蚕農家になつたのですけれども、こ
へ来て三〇％減反の追い打ちをかけられると、五
十七年には約二千万上がり、五十八年は値段が下
がりましたから千八百万、今度は三〇％、価格が
安定していると見ても六百万も減つてしまふ。

そこでもう一つは、一体今度の減反は何年続
くのですか。その展望というのはこし一年だけな
のです。そのところも明らかでないまま割り
当てさせられてもこれはどうにもならない。今や
つてある棄園は一年手を抜いたらもうどうにもな
らなくなつてしまふ。それから一番問題なのは、
農家の後継者がいない、いないというのを、これ
だけの展望があるのだからおまえが来て後継者に
なつてくれ。彼が後継者になつて七年目でだめだ
と言われたときに、おれはせがれに合わせる顔が
ないと言ふのです。今から家じゅうみんなして日
備取りに出かけていくようなことになつて全部や
めてしまふ、どつちかするしか方法がない、しか
も田んぼまで借りて棄園にしたわけですから、三
年間の奨励金がなくなり、それ以降は小作払いを
続けるのです。展望のないまま一体いつまで借
りておつたらいいのだらうかというのを考えた
ら、これまた頭の痛い話でございます。いろいろ
な省力化の問題なんかでも、生産コストを下げる
ために大変な努力もやつてきた、それも全部ふい
になつてしまふ。

そこで、今度は彼の感想として私に言つて、一
番私も答へに窮してしまつたのは、我々農民が

くつた米で倉庫がいっぱいになつて、おまえたち
のつくつたものだからと言われれば、それは多少
は納得すると言ふのです。しかし、事業団の倉庫
にあるのは半分近くは輸入物じゃないか、今四〇
何％まで下がつていふとお話ですけれども、
おれたちがつくつたものじゃないか輸入したもの
がいっぱいになつていふのであれば、何と
も泣くに泣けないじゃないか、こういう訴
えです。私は、かつての連合赤軍じゃないけれど
も、本当に時限爆弾を抱えて事業団の倉庫に飛び
込みたい気持ちでいっぱいなんです。それから
十日ぐらゐ前は、おれは焼き打ちしたいのだと、
十日たつて私が行つたら、今度は、もう自分の体
も一緒に吹っ飛んでもおれは構わないというぐ
らいの切実な気持ちになつていふ。これが五十三
年に養蚕日本一、そして天皇杯をいただいた人の悲
痛な叫びです。

その人の家の前に記念の石碑があるのです。立
派な石で、そこに天皇杯受賞記念と書いてあつた
のですが、私が行つた十六日の日はちょうど雪が
降つてしまつて、その石の上に雪が積もつて、そ
れが解け出して流れていふのは、まさに彼が涙な
がらに訴へていふ姿そのまゝが天皇杯記念と書い
た石碑の上に解けて流れていふのです。これはま
さに悲惨この上もないというふうにお感じになる
のではないのかなと、こう思ふのです。

それから、私がもう一カ所行つたのは、小山の
三井地区ですが、これはさつき私がちよつと申し
上げましたけれども、減反に全面的に協力しろと
いうので一面見渡す限り桑畑です。それで十九戸
で共同して団地形成したわけなんです。十九戸の
うち十四人が全部後継者ができたというのです。で
きて、これからというときにこの仕打ちでは、私は
子供に合わせる顔がない、後継者の笑顔が見たい
というのが今の共通の、たしかそこは五十三トン生
産記念と鎮守の森に記念の石碑をつくつたばかり
です。まだしめ縄が張つてあるわけなんです。そのし
め縄の縄も新しいのです。おれたちに死ねという
ことなのかということですね。そういう状況下で

の、大臣以下農林省当局の皆さんの一層の奮起を
お願いしたいし、これも通産政策や何かといろい
ろなところで絡むものも知つています。しかし、今
頼りにするのは農林省以外にないじゃないです
か。男山新でひとつ踏ん張つてください。最後に
一言決意を。

○國務大臣(山村新治郎君) 本當に、今先生言
われるのは……、本當に涙が出るような、私とし
てもできるだけ守るやうにやつてまいります。
せんだけれども新聞で御存じだと思ひますが、何に
しても内需の拡大といふことで、実は閣議のとき
に恥を忍んで閣僚に絹の背広を売り込んだような
こともございましたけれども、先生の言われるの
は本當によくわかります。一生懸命……。

○浦田勝君 先ほどから同じような質問がそれぞ
れ畜産関係につきまして出たわけでございます。
重ねて私がまた同じような重複する質問をいたし
ますことは極めて恐縮ではございますけれども、
お許しをいただきたいと思います。なおまた通告
外のことでお尋ねするかもしれませんが、これは
ふなれのためにお許しをいただきたいと思います。

〔委員長退席、理事北修二君着席〕

先ほど話が出ておりましたように、非常にたん
ぱく質が食生活で変化いたしました非でん粉化、
たんぱく質による食糧に変わつてきたというよう
なことでございます。特に農業基本法が制定さ
れましてから拍車をかけるやうに規模拡大あるい
は多頭飼育といふやうなものになりまして、非常
に先行き明るいものがあつたわけでありまして、
高度経済成長の波とともに非常に飛躍的な
発達、発展をし、生産性も高まりましたわけ
です。過剰といふことで、生産調整とか減反とか、ある
いは農家戸数の減少、兼業農家の肥大化と非常に
社会構造も変わつてきた中で、今回特に乳価並び
に食肉の価格の決定もいよいよ大詰めの段階を迎
えてきたわけでございますが、まず第一点とい
まして、牛乳と乳製品並びに牛肉及び豚肉の需
給の見通しと、今後の畜産行政の進め方について

お尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 牛乳、乳製品の需要の見
通しでございますが、かつて大変高い伸び率で来
ました。御承知のように、安定成長期に入りまし
てからは伸び率は鈍化をいたしておりますけれど
も、やはりこれもベース・センテージは低くなりま
したが、ある程度今後も伸びていけると思ひます。
ただ、御承知のように、市乳なんかの場合はかな
り伸び率が低目になつてきていふこと、それから
乳製品等につきましては、ここ数年過剰の中で比
較的価格が低廉であつたといふことで伸びまし
たけれども、これもいわば伸び率が落ちてきてい
ふといふことがございます。それに対して
て、生産は御承知のやうにかなり各農家の力がつ
いてまいつておりました。ちよつと気を許しま
すと生産が思つた以上に伸びられるといふ性質を
もつて既に持つておりますので、これにつきましては
極力生産を安定的に伸ばす。かつてのやうな高い
伸びを期待しますと、結果としては需給の不均衡
になりまして、農家の方々自身も大変お困りにな
るという事態でございますので、牛乳、乳製品に
つきましては需要の動向に見合った安定生産、そ
れから何度も申し上げますが、比較的速いスピードで
伸びてまいりましたので、こししばらくは体質改
善といふやうな意味での落ちついた経営に持つて
いくといふところに政策の中心があろうかと思
ひます。

それから、肉でございますが、牛肉は御承知の
やうに比較的かつての伸びから落ち込んでしま
したものの、肉類の中ではまだ伸びが比較的大き
いものでございます。これは国内生産を伸ばしま
すにはいろいろと制約もございまして、けれども、
やうやく牛の数もふえてきたといふ大事な時期でござ
いますので、生産の量を伸ばすといふ面では私ど
もは比較的安心ができる分野でございまして、これ
につきましては御承知のやうに、製品価格自身は
安定をしておりますが、かき牛の価格が非常に低落を
しまして、繁殖農家が大変お困りになつてい

う事態でございますので、その辺に政策の中心を置きまして、繁殖農家も安定的拡大ができるようなことをするのがこの当分の施策のいわばかなめではないかと思ひます。それと輸入政策を適正に行ひまして、農家の方々に不安がないようにというようなことに政策の中心があろうかと思ひます。

それから、豚でございますが、これは御承知のように既に百万トン台の国内生産をいたしてございまして、需要の伸びも若干は伸びますけれども、どちらかというと頭打ちに近うございます。特に食卓で使いますいわばテーブルミートというものはなかなか伸びておりませんで、むしろ加工原料に回って全体の需要が伸びるという状態でございまして、これについては自由化のされている物資でございまして、差額関税で対外関係を調整しているわけでございまして、これも大体国内生産の一割強ぐらいのものが輸入に入ってきている。生産は大規模化が行われておりますし、一貫生産が七割以上に達しておりますので、これはどちらかというと生産を需要に見合つた形でうまくコントロールしますと同時に、これも体質を強めるというところに重点を置いた政策展開が必要かと思ひます。

の輸入に対する問題でございます。この点につきましてはお尋ねをしたいと思います。この点につき現在、我が国は価格、構造政策によつて農業の振興を図つてきつても農産物の輸入を認めてきたのですが、そういう中でありながらも、これ以上の輸入の枠の拡大は農家の生産意欲を低下させるばかりでなく、食糧の自給率の低下に拍車をかけるということになりまして、牛肉におきまして五千トンとあるいはまた七千五百トンとも報道されておるわけであります。仮に七千五百トンの増枠となりまして、四年後には三万トンとなり、さらにオーストラリアが同調いたしましたし、同量の増枠を要求してきたとすれば合わせて六万トンとなり、屠殺頭数に換算した場合におきましては実に百万頭を超えるということにもなるわけであります。昭和五十八年の全国肉用牛飼育頭数の約四〇%に及ぶわけであります。また、オレンジにつきましても一万吨の増枠と言われておりまして、四年後は現行の輸入枠の八万二千トンに加えまして、更にこれまた十二万二千トンの輸入量となるわけでありまして、これは昭和五十七年の全国伊予カシ出荷量に匹敵する数量であります。輸入枠の増大につきましては、我が国農業を守る見地に立つてより慎重に交渉に当たつていただかなければならないというふうに願つておるわけであります。

メリカ側との交渉があつたわけでございます。そして、内容についてはひとつお許しいただきたいと思ひますが、静かな話し合いを行つておるといふことでございまして。そして、私がこの交渉に臨む態度、これは前々から言つておりますが、我が国農業を守るということを堅持してまいります。そして、いつ行くかということでございますが、これは佐野局長が帰りましたので、そして前の安倍外務大臣の方は堀の深さをはかつてくるというまあ丸橋忠弥で、目測で見たのかも知れませんが、今度には佐野経済局長の場合はかなり具体的に話し合つてくるものと思ひます。その話し合いの大筋を見まして、そしてこれが我が国農業を守るといふ立場を崩さないでそれに応じられるかということ、できるといふことになれば今月中にも渡米したいと思ひます。しかし、これが余りにもかけ離れたものであるという場合には、今月いっぱい以内の決着というこの期日にこだわつてそんな無理な決着というものはしないということ、その場合はやはり私は渡米というものは控えたいというぐあいに考えております。

近年、乳製品の需要の伸びが極めて顕著であり、畜産振興事業団の手持ち在庫は、昭和五十三年、昭和五十四年当時と比較すれば大幅にダウンし、バターのごときは需要量の〇・二カ月分の手持ちと聞き及んでおります。振興事業団の適正在庫の確保を図るべきではないかと思ひますが、このように乳製品の需要が非常に強いという状況の中で、加工原料の不足は限度数量は現行の二百五十万トンのままでよいのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

さらにまた、現在の乳製品の価格は安定指標価格の一〇四%の水準を上回るような価格に推移しており、安定指標価格のアップについてその考えがあるのかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) まず、限度数量についてのお尋ねでございますが、私も今いろいろと需給状況等を見ながらの判断をしているわけでございまして。限度数量につきましては、御承知のように、農家の方々とすれば乳製品を余計つくることが可能だという意味で、限度数量をふやしてはしいというお話があるわけでございまして、実はこの限度数量あるいは価格もそういう意味を持つてございまして、一歩処理を誤りまして過剰を招来いたしますと、今度は市場価格が下がつてくるという形で、かつてありましたような大変苦しい状況をつくり出す可能性があるのでございまして。

それから、もう一つ最近の事情で申し上げますと、いわば乳製品の用途の中に従来飲用牛乳から向かつていたもの、例えばヨーグルトの一部とか高級のアイスクリームとかいったものがこういう製品を経由していくということがかなり行われております。このことは農家の手取りのことを考えますれば、むしろ生乳の方を一定価格にして原料として供給した方が農家の手取りがふえるという可能性もございまして、それから財政的観点からいたしますと、そういうことで足りるものに財源を持ち得るということのある種の非合理性というようなこともございまして。ですから、私も生

簡単でございますが、以上のような考え方でございまして。

○浦田勝君 畜産物を中心としたたんばく質というのがもう食糧の頭打ちになってきておるわけでありまして、特にコストが高いというようなこと等もあり、生産者においても非常に自助努力を持ちながらコスト意識に徹して二割減と団体自身も打ち出しておるわけでありまして。先ほど野党の皆さんがおっしゃつておりましたけれども、E.C.と比べますと三割高、六十五年までには三割のコストダウン、こういうような目標設定で今やつておるわけですが、肉そのものが変化が非常に激しいというようなこと等もあり、そういうもので非常に先行き不安があるわけでありまして。そこで、一番心配になっておりますのは農産物

の輸入に対する問題でございます。この点につき現在、我が国は価格、構造政策によつて農業の振興を図つてきつても農産物の輸入を認めてきたのですが、そういう中でありながらも、これ以上の輸入の枠の拡大は農家の生産意欲を低下させるばかりでなく、食糧の自給率の低下に拍車をかけるということになりまして、牛肉におきまして五千トンとあるいはまた七千五百トンとも報道されておるわけであります。仮に七千五百トンの増枠となりまして、四年後には三万トンとなり、さらにオーストラリアが同調いたしましたし、同量の増枠を要求してきたとすれば合わせて六万トンとなり、屠殺頭数に換算した場合におきましては実に百万頭を超えるということにもなるわけであります。昭和五十八年の全国肉用牛飼育頭数の約四〇%に及ぶわけであります。また、オレンジにつきましても一万吨の増枠と言われておりまして、四年後は現行の輸入枠の八万二千トンに加えまして、更にこれまた十二万二千トンの輸入量となるわけでありまして、これは昭和五十七年の全国伊予カシ出荷量に匹敵する数量であります。輸入枠の増大につきましては、我が国農業を守る見地に立つてより慎重に交渉に当たつていただかなければならないというふうに願つておるわけであります。

三月二十二日、二十三日、きょう佐野経済局長が日米交渉に当たつておられるわけであります。この佐野経済局長が日ならずしてお帰りになるわけでありまして、山村農水大臣の訪米が取りざたされておるわけでございまして。その交渉に臨む姿勢につきましては、さきの委員会におきまして大臣から表明もありましたけれども、重ねてこの点について基本方針をお尋ね申し上げたいと思ひます。また、訪米されるというお尋ねをいたしたいと思ひます。昨日の午後二時から五時十五分ごろまで佐野経済局長とア

いじわるな話でありますけれども、牛肉、オレンジの今度の交渉の争点が、かんきつの交渉関係の争点が何だろうかという気もいたしますし、お尋ねもしたいと思ひます。あわせて、また十三品目の関心品目は一体何だろうかという感じも持つてわけであります。恐らくここまでは答えられぬだらうと思ひますが、もうあした一晩寝ればわかることですから辛抱いたしましたして、この件にはお尋ねしないことにいたします。どうか大臣、日本農民が全部注目をして見ておるわけであります。生産農民の期待を裏切らないようにひとつ大臣、よろしくお願い申し上げます。非常にまじめな方ですから安心いたしております。

第三点につきましては、乳製品の安定指標価格等についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○浦田勝君 非常に大臣の心強い御表明をいただきました。本心に強く思つておるわけでござい

産者の方々に申し上げておるわけでございますが、必要な限度数量をつくるということは必要なことでございますけれども、何か量がふえればふえるほど農民にとって有利な条件ということは必ずしも言えない。例えばかつてのような、それがもたなくなって値下がりする、要するに正常な価格が形成できなくなるということも恐れておるわけでございます。

もう一つは、安定指標価格でございますが、安定指標価格は御承知のように、一定の価格で市場に流通するであろうというのを予想します水準でございます。これはいわば消費者の方々がどういう価格でバターなり脱粉なりをお使いになるかという数字でございます。これを引き上げますことは、御承知のように当然のことといたしまして消費者の負担の増、したがって必要を抑圧するおそれもあるわけでございます。必要な場合にも、そういうものの調整が必要でございますけれども、そういうもののやいと申しますか、上げて需要が減つてきて、需要が減ることによってその安定指標価格を極端に下回るような価格を形成いたしますことは、これまた大変困難な事態を招来するわけでございますので、私どもはこれらの要素を勘案しながら、いかなる水準を考へるべきかということを現在検討いたしておりまして、法律に定めます各種の要件を調へながら適正に決めていきたいと思っております。

○浦田勝君 その件につきましては、いろいろとむずかしい問題がありますけれども、それはそれなりとしてお尋ねしたわけでございます。

第四点として、牛肉価格安定制度等について伺いたします。

牛肉安定価格に対する算定方式並びに肉牛生産費について、算定方式を生産者サイドが要求いたしております生産費及び所得補償方式を採用する考えがないかどうか、お尋ねしたいと思ひます。また、現在の肉用牛経営は、素牛の価格低迷によつて辛うじて経営が成り立っているというものが実情でございます。言いかえれば、肉用繁殖牛農

家の犠牲によるもので、肉用繁殖の雌牛は大変激減しております。雌牛の振興方策に伴う子牛価格安定のための政策が十分であるかどうか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) まず、算定方式でございますが、私どもは需給実勢方式という方式を採用しております。それに対して生産者団体の方々は所得補償というふうなお考えのようでございます。実は、私どもの算定方式で市場で形成されております価格が安定的に推移をする、その中で農家の方が再生産を確保していくということから見ますと、現在までの方式をとりながら生産農家の方が安定的に生産を拡大してきたという現実から見ますと、今の算定方式を特段改変をする必要があるとは考えておりません。実は算定方式は大変違つておりますように見えますけれども、出たお尋ね数字自身はそんなに大幅な格差があることではございませんので、私どもはむしろ今の水準と申しますか、今の制度の考え方で特段生産者の方と大きく意見が違つていないのではないかとと思つております。

それから、もう一つ御指摘がありました、肥育農家の方が現在比較的経営改善がなされておりますのは、これも先生が御指摘になりましたように、素牛の価格が低落しているということが大変大きな要素でございます。ということになりますと、素牛価格が大変高いときには繁殖農家は大喜び、今度は素牛価格が下がりますと繁殖農家は困りますけれども、肥育農家がその利益を受けるという意味ではこれは両方ともいいというときがなかなか出てこないわけでございます。そこでやはり経営内一貫とか、あるいは地域内一貫とかという形で、かつて豚がこのようなかでございまして、けれども、豚では現在肥育と繁殖というのかなり結びつきまして、一貫経営が約七割あるわけでございますが、牛肉につきましてもそういう形が望ましいというところで私どもはいろいろと対策を考えているわけでございます。しかし、繁殖農家がただお困りになるという形ではこれを放置

ができませんので、先生もよく御承知のように、子牛価格安定制度をもちまして、低落しました価格の九割は補てんをいたしております。そのほか、昨年でございまして、一万五千円の生産奨励を出しておりますし、多頭化をなさつた方には全部で二万円の生産奨励をしたわけでございます。それでもどうも価格が思わしくございません。したので、昨年の秋に急遽、雌牛を導入しますことに對する助成事業を新たに起こしまして、名前は肉専用種雌牛効率利用緊急促進事業と長い名前でございますが、こういう事業も起こしまして、価格が回復するようにいうことをやつたわけでございまして、昨年の十月ごろを底にいたしました。若干ずつ子牛価格も回復をしてきております。ただ、テンポが思わしくないと、このように分母は今回の価格決定に際しまして、このような分野について生産を極力振興するような方途を考えてみたいと思つております。

○浦田勝君 再生産ができるように、繁殖雌牛が非常に減つてきたというふうなこともあり、更新率が極めて低下いたしておりますので、その点ひとつよろしくお願ひを申し上げます。その点、次に、肉用牛生産近代化基本方針において、輸送コストの低減及び生産性の向上並びに経営体質強化のため、繁殖、肥育の地域内、経営内一貫生産を取り上げられていますが、当然な政策であり、積極的に推進しなければならぬが、畜産経営においては莫大な運転資金が必要であり、金利負担が著しいことから、その実を上げるためには農林公庫資金程度の低利資金の供給が必要であると考へますが、この点についてお尋ね申し上げます。

○浦田勝君 再生産ができるように、繁殖雌牛が非常に減つてきたというふうなこともあり、更新率が極めて低下いたしておりますので、その点ひとつよろしくお願ひを申し上げます。その点、次に、肉用牛生産近代化基本方針において、輸送コストの低減及び生産性の向上並びに経営体質強化のため、繁殖、肥育の地域内、経営内一貫生産を取り上げられていますが、当然な政策であり、積極的に推進しなければならぬが、畜産経営においては莫大な運転資金が必要であり、金利負担が著しいことから、その実を上げるためには農林公庫資金程度の低利資金の供給が必要であると考へますが、この点についてお尋ね申し上げます。

【理事北修二君退席、委員長着席】

○政府委員(石川弘君) 私どもは資金のお世話をしていただきます場合に、やはり基本的には長期の低利の必要な資金といふことは、施設の資金とか、あるいは資金の性格からいってかなり長く寝ます中期資金と申しますか、そういうものにつきます。これは御承知のように農林漁業金融公庫の資金な

り、あるいは農業近代化資金なり、そういうような資金をつくっております。しかしながら、純粹に経営をしますような例えはえさ代とかといううなものには資金の性格から短期のものでございまして、こういうようなものにつきましても、普通は系統の資金というものを扱うようにいうことでいろいろお願ひをしております。

私どもはそういう意味で、いま先生が御指摘になりました資金の中で、例えば家畜を導入します資金とか、そういう中長期と説明がつくようなものにつきましても、極力既存の制度あるいは既存の制度を若干でも改善しながら、そういう制度資金が活用できるように考へておりますが、ごく短期の運転資金というふうなものについてはやはり原則的にも自分の調達、要するに農協のロープー資金というふうなものをお使いいただきたいということが基本でございます。

○浦田勝君 素牛の導入、育成費の金利、そういうものが大変農家にとっては重荷になっておるわけでございまして、農協、市町村、生産者一体となつた推進をするためにも、低利資金の供給が必要であらうと思つております。奨励金その他をでき得れば御配慮願ひたいと思つております。

最後に、さきに申し上げましたが、現在における畜産の価格政策はそれなりの成果をおさめております。その点、高く評価しておるものであります。これは単年の成果でありまして、畜産農家経営の根本的解決には至っていないわけでありまして、それは、昭和五十七年以前の累積負債、が今なお多額に上つておる農家も多いわけでありまして、これらの負債整理が必要ではないかと思はれるわけであります。何らかの特別な手当が考えられないものか、また農協等が実施しておる預託制度に対しても何らかの助成措置は考えられないものか、あわせてお聞かせ願ひたいと思つてあります。さらに、畜産経営は耕種農家と比較にならない経営管理能力と体質改善が要求されているわけで

ありますが、そういう実情からいたしまして、末端農家に対する経営診断、簿記記帳の普及指導などにおける援助措置など、指導体制の強化についてはどのようにお考えになつておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(石川弘君) 農家の負債問題につきましては、特に畜産農家といふのは耕種農家に比べて、相当多額の資金を投入してやつておられますので、他の制度とは別個に畜産政策として幾つかの負債対策をやつたわけでございます。

まず最初に、御承知のような酪農家の負債問題につきまして、五十六年に酪農経営負債整理資金を設けまして、既に五十八年度まで入れますと約四百数十億の資金を投入しまして長期低利資金に借りがえをいたしております。

それから、肉用牛につきましては先ほどもちょっとお話がありましたように、子牛価格が大変高い段階で肥育をなさつた方々が、一般的にその負債に耐えられないといふことがございまして、五十七年に肉畜経営改善資金という資金の貸し付けを行ひまして、一般的なそういう方々について農家経営の改善とか家計の改善というようになことを条件にしまして借りがえ措置をやつたわけでございます。

その後の事情を申し上げますと、酪農にしろ肉用牛生産にしろ基礎条件はむしろ改善をされております。個々の農家につきましては今御指摘のありましたように、やはりかなり大きな負債を抱えて経営改善ができないという方もございまして、御承知の自作農維持資金のうち再建整備資金というものは、これは五十九年度の予算では二百五十億の枠を持っておりまして、こういう資金を投入いたしまして、個別の経営改善に努めるようにしたいと思つております。

それから、その次に御指摘がありました件でございますが、預託でございますが、農協等が預託という形でやつておりますものが現在四十万頭ぐらいいございまして、預託という制度は農家の方々が自分の危険負担でなくて牛を飼つてゐるという意

味のメリットも片側にありますと同時に、どちらかといふと、農家が自分で責任を持つてやるということが必ずしも十分じゃないとか、それから、その場合に農協等がいろいろ預託のために使いました金とか何かを全部結果的に農家の方から取るわけでございまして、そこがなかなか負担がかさんでゐるとかというふうな欠陥もござい

す。これは、例えば農家の方が自分で飼うということにいたしますと、近代化資金とかそういうものをいろいろ使つて有利にやれるわけでござい

ます。そういうことを私どもはお勧めしておりますが、一方でやはりそういうこともなかなか安心してできないという農家のお気持ちもあるわけでございまして、私どもはこの預託牛のことを今後どう持つていくかといふことでいろいろいふところを考へております。これは一つはぜひやつていただかなければいけませんことは、預託といふことで農家の方々がある程度責任を持つ、あるいは自主性を持つといふことは明らかにしておいていただかなければいけません。いままでの例を見ますと、例えばどんな条件で預託されているかというふうなことを農家の方が知つていらつしやらない。あとで返すような条件になりましてから、そういうはずではなかつたといふようなことでは困りますので、こういう経営主権の明確化ということが必要でござい

ます。それと同時に、やはり預託で飼つております農家の方々が、そういう面で積極的に経営も自分で責任を持つと同時に、行つております農協等もそれに對して責任を持つて指導助成をしていくといふことが必要かと思ひます。

現在、例えば肥育畜牛導入価格平均化事業というふうな実験事業をやつております。これなども預託牛の制度の一つでございまして、いろいろと預託問題についての団体からの要請もあるところ

でございまして、この預託牛をより合理的にする手法についてさらに検討を進め、できれば実施に移したいと思つております。

○浦田勝君 時間がありませんから申しわけないのですけれども、預託牛は制度資金の対象外となつて、先ほど局長がおっしゃつたように、こんなはずじゃなかつたといふのは、非常に金利負担が重いといふようなことで、もうかりが少かつたといふようなことがあるわけであります。そういうことで、この点につきましてできるだけそういう面での助成措置をお願い申し上げると同時に、非常に厚かましい話でありますけれども、先ほどまた申し上げましたように、畜産農家は、概して農家といふのは経営につきましてもの診断といふものについてはどういふのであります。そういう面から、少なくともそれだけ国の方からしていただいても、なおかつまた借金が、累積赤字が出ていくといふようなことは決して芳しいことではありませ

んから、これは中央、農業団体一体となり、あるいは県、市町村一緒になつて、この問題を解決するための助成措置を何らかお考えいただきたいと思つてあります。

最後に、要望であります。さつきはちょっと忘れましたけれども、今度の輸入の問題で、牛肉とオレンジにばかり目が走つてしまひまして、肝心なものを忘れておるわけであり

ます。それは何かと申しますと、あわゆる一元入札の畜産事業の入札に對してこれに参入をさせろといふようなことが新聞報道に出ておりました。なおまた、オレンジにつきましても参入させろといふようなことでござい

ますが、こういうこと、見返りというものが、生産農家にはね返りがないといふようなこと。それから、一割も入れたら大変なことになるといふこともござい

ます。その点から、どうぞその点につきましましてあくまでも一元入札といふことでお願い申し上げます。

以上です。

○刈田貞子君 御質問さしていただきます。公明党は、先ごろ農水大臣に申し入れをさしていただきました。昭和五十九年度の畜産物の価格については、生産農家の所得補償と畜産物の再生

産を確保できる水準で決定すること、また加工原料乳の限度数量については、最近における乳製品の需給と価格の動向を踏まえ大幅に拡大すること、こういう申し入れをさしていただいたわけでござい

ますけれども、この中で、生産農家の所得補償といふことを私は大変重点的に考へておりますので、一言大臣にお言葉をいただきたいと思ひ

ます。

○国務大臣(山村新治郎君) 所得の確保といふことでござい

ますが、再生産といふこと、これを

もとにしてひとつやつてまいりたいといふぐあい

れども、具体的にはどんなことをなされてきたのか、今後しようとしておられるのか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(石川弘君) 牛乳の消費拡大といいますが、やはりこれから生産を拡大していく面で一番大事でございまして、消費の拡大がございませぬ場合は、過剰問題という形で生産者にもそのとが来るわけでございまして。

そこで、私どもが消費拡大対策で一番重きを置いておりますのは御承知の学校給食でございまして。飲用牛乳の総消費量の一五%が学校給食で消費をされておりますので、いろいろと財政的な問題もございまして、極力合理化をしながら学校給食を伸ばしていくというのが一つの大きな施策でございまして。

それからもう一つ、これは畜産振興事業団の助成事業の形でやっておりますが、牛乳普及協会等を通じて、幼稚園だとかあるいは老人ホームにおきます集団飲用、それから妊産婦の牛乳を飲まれることに對する援助といったような、こういう具体的な金をつけたまはしての普及でございまして、これにつかましてもかなりの成果を上げていますものと考えております。

そのほかもう一つ、一般論といたしましての啓蒙宣伝。この場合に、既に牛乳を飲むという姿ではかなりの限度までできておりますので、欧米と大變牛乳の消費量が違ひますのは、料理にお使いになるかどうかという点に相当ありますので、この消費宣伝の中では、単に飲用ということだけではなくて、そういうお料理用に使おうというふうな面にも最近力を入れております。

それから、もう一つは製品としての拡大でございまして、最近、御承知のように、いろいろな形で乳製品を使ひました冷菓類というふうなものも伸びております、ヨーグルトその他のものも伸びております、こういうものとか、あるいはナチュラチーズといったようなものが伸びておりますので、このような製品につかましても、それぞれ所要の形でその消費が伸びるようにと、大体今

申し上げましたようなことを中心にいたしました拡大のための助成なり指導なりというものをやっておるわけでございまして。

○刈田貞子君 私は生活を預かっております主婦といたしまして、食生活が大変多様化していることが今食生活の中で一番大きな変化だといふふうに思ひます、特に欧風化していることが一つの特色だといふふうに思ひます。そういう食生活の変化に伴う乳製品の対応の仕方、この問題がいささかおぼつかれてはいるのではないかと、例えは考を少々持っていますのでございまして。例えば乳等省令に出てくる牛乳、加工乳、それから乳飲料あるいは乳等を主原料とする食品というもので、具体的に本当に牛乳が使われているのか、ないのか、その実情をちょっと伺いたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) ちょっと先生の御趣旨がよくわからなかつたのですが、牛乳、加工乳とか、あるいは乳飲料とか、そういうものの中でどのように牛乳が使用されているかということですか。

○刈田貞子君 乳等省令の中に、「乳飲料」とは、生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料」といふふうなことが入っているわけですが、私が言いたいのは、これを原料として製造した食品を主原料とした飲料という種類のものはどういふものに匹敵するのかわからないこと、そしてまた、これを原料として製造した食品というものは、さっきさうざ局長がおっしゃられたような調製食用油脂みたいなものではないのか、そういうものを使ひたいわゆる還元乳といふもの、そういうものではないのか、ということをお聞きしたいのです。

○政府委員(石川弘君) 今先生がおっしゃいました生乳及び生乳を使つた製品、端的に言ひますと、バター、脱粉みたいなものを水に戻せばまた牛乳と同じような成分になるわけですから、そういうものはその両方の道からいける。今先生が言ひました乳飲料あるいは加工乳なんかのところの

定義には、その両側から、生乳及び乳製品を加工して製造した飲料ということになっておりますので、本来生乳の飲料からだけしかいけないうことにはなつていないわけではございまして。それに対しては生乳と牛乳といふものは、生乳に生乳以外のものを混入することなく、こうこういう成分といふことを書いてあるわけではございまして、生乳以外のところをいろいろ書かれてはいるものの、中には生乳または生乳を原料としたものと書かれたものは、どちらの道からいってもいけるという乳等省令の規定の仕方ではございまして。

○刈田貞子君 私は、解釈の仕方によつてはそれが生乳を使う頻度を占めているような感じが思ひますが、仕方がないのでこのことを質問しているわけですが、乳飲料とすると、乳飲料それから乳等を主原料とする食品、こういう種類のものも全部生乳を使つて現行つづいてはいるわけでしょうか。

○政府委員(石川弘君) 同じことを申し上げますけれども、そういうもので牛乳だけからしかいけないう規定の仕方はないわけではございまして、さう言われてはいるものは例へば、乳飲料あたりだといふと、コーヒート牛乳などと呼ばすものがございまして、コーヒート牛乳などと呼ばすものがございまして、二通りございまして、そういう意味で、考え方が二通りございまして、ひとつは、牛乳といふものは何も加へないものが一番いいのだ、また、そういうことをすればうんと消費が拡大するのだという論法で、どちらかというと、生乳だけを原料にしていけというふうなお考えが一方にあつたことも事実でございまして。しかしながら、今度は逆に、そうしますとなかなか消費が伸びてこなくて、例へば、最近外国なんかの学校給食で行われておりますように、そういうものに香料を入れましたフレーバーミルクなんというふうなものの方が喜んで子供さんが飲んでくださるというふうなことで、そういうふうな道に向かうものもあるわけではございまして。

ですから、率直に私どもの立場から言ひますと、できるだけ牛乳といふものを牛乳に近い状態で一定

遍乳製品にして水でまた戻してくるなどというところがないのが一番私どもがたい立場でございましてけれども、しかしやはり、片側でどうしても製品にしておかなければ、いわば量としてのコントロールもできない。例へば御承知のように、牛乳といふのは大變季節的に需要変動が多うございまして、生乳の消費がどうしても落ちるときは加工に回すということがあるわけではございまして。

そういう形で考えておまして、先生の御趣旨がなるべく生乳を原料にして使つた方がいいという御趣旨でございまして、私どもも、例へば高級アイスクリューとか、あるいは高級なヨーグルトといふようなものは生の牛乳をそのまま使つて原料にして加工なさるのが一番いいことと思ひておられますので、先生の御趣旨と同じではなからうかと思ひます。

○刈田貞子君 そういたしますと、私が四番目に申し上げました乳等を主原料とする食品、例へばこれはクリーミーパウダーとか、エバークリームとか、あんなふうな種類のものが入るのではないかと、思ひますけれども、これは何でございのでしょうか。

○政府委員(石川弘君) 生クリームは、乳等省令上も、生乳のうち乳脂肪分を分離したものといふことでその範疇に入ります。

○刈田貞子君 クリーミーパウダーはどうでしょう。紅茶にクリープ、というあれですね。

○政府委員(石川弘君) 私もそれほど詳しくございませぬが、乳製品を主原料とするという方に大体入つてはいるというお話でございまして。

○刈田貞子君 余り局長も市場を御存じないようでございますけれども、目をみはるほど並んでおります。それで、もしお調べになれるようでございますら、その種の製品の一覧表とそれからメーカー名と価格みたいなものを、いつでも結構でございまして、私どもの手元の方にちようだいできれば大變ありがたいと思ひます。今はその辺のところとめさしていただきますけれども、私はここで牛乳あるいは乳製品論争をやる気は毛

頭ございませんで、これはとにかくどんな形ででもいいから、乳が消費されていくことをどんな形で工夫されているかというのを私は伺いたくて実はこういうことを申し上げているわけでございます。

もつと言え、公正競争規約の中のチーズフードみたいなものがかなりその範疇が広がっているのではないかとふうに思いますが、このチーズフードの中に乳等によらない脂肪、たんぱくそれから炭水化物等を添加した場合にその百分率を書くようにというものがたしかうたつてあるはずなんです。これらあたりも、乳製品の原料を使わないでつくるチーズの道がやはり開かれているというふうに思うのですけれども、そういうところの御見解はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(石川弘君) これは実は厚生省令のことでございますが、私がお答えするのはいかがかと思ひますけれども、イミテーションチーズのお話かと思ひます。これは植物油脂を使用したチーズ類似商品でございます。これは国内で今、現につくられておまして、一般家庭用、業務用という形で使用されておりますが、量的にはそう大きいものではございません。この植物油脂使用チーズは、厚生省の乳等省令の上ではチーズではございません。ですから、もしチーズという表示を行つて販売すれば違法でございますけれども、そうでない限りこのようなものを製造販売すること自身が悪いということにはなっていないわけですから、要するにチーズと言へばチーズじゃないわけですから、商品形態から見まして、チーズの需要と競合するということは考えられておりますし、そのチーズと混同されまうとやはり表示の問題になりますので、いわばこの表示の仕方自身についてはチーズという紛らわしいことがないようにということがあるわけでございます。

これが大変出てまいりましたのは、一つは、アメリカで動物性脂肪のとり過ぎというふうなところからそういう植物原料に変えてきたということ、いわば牛乳、豆乳問題みたいなところがある

わけでございますけれども、私どもの場合はまだこういう形での脂肪のとり過ぎということは余り言われていない段階でございますので、今御指摘がそういうものをどうするかということでございます。私どもは、本来の牛乳を使った、牛乳からつくるチーズというものの消費がまだ伸びてくる段階でございますし、そういうものに主力を置いて考えていくべきではないかと思つております。

○刈田貞子君 いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、多様化した食生活の中で新しい好きの若いファミリーが何かこういうふうなものに飛びつきがちなのがございますので、やはりこの際市場の商品整理みたいなことをなさると同時に、あわせて今私が申し上げましたこれは、恐らく何かの形で整理されるべきではないかという要素を私は含んでいるというふうに思ひます。約のようなものを一度洗い直していただくような作業もあつてよろしいのではないかと、これは私の私見でございますので、よろしく願ひいたします。

次に、やはり牛乳の市場の問題で、今大きな課題を持つておりますロングライフミルクについてちょっと伺ひをしたいと思います。

昨年の三月ですか、厚生省が常温流通の安全宣言をなさしまして以降この論議が大変沸騰いたしておるわけでございますけれども、農水省のお立場ではどういふ見解をおとりになるのでしようか。

○政府委員(石川弘君) ロングライフミルクにつきましては、かねがね常温流通の衛生上の問題について厚生省で御検討なさつていたわけでございます。一応の結論として、問題は無いのではないかと、一応のお話があつたわけでございますが、私どもの立場で今検討していることを申し上げますと、L牛乳自身は既にこれは製造をすることが認められておるわけでございます。ですから、これを常温で流すかどうかということにかかわるわ

けでございます。このことの権限は厚生省がお待ちになつておるわけでございますが、実はL問題の中にはいろいろな要素がございます。一つは、この数年牛乳の市場が大変乱れております。そういう中でLが常温解禁されます場合に一体どういふことになるのだという御心配がたつたさんあるわけでございます。

まず、生産者の立場で言ひましても、御承知の牛乳の南北問題というように、強力な生産地帯であります例へば北海道と都市周辺のバランスの問題ということがございます。それから、これは流通業者のお立場でも比較的そういうものに関心の強い方と、例へば小売業者の方々のようにこのことがいふば乱売のもとになるのではないかと、御心配の方があります。それから消費者のお立場でも、これに非常に問題ありと指摘なさつておられる方もあります。消費拡大に役立つという面でも、L面もおつちやつておられる方がおるわけでございます。

私どもの基本的な考え方を申し上げますと、Lそのものがいいかどうかということになります。それは既に製造も認められておりますし、もし衛生条件として常温流通してもいいという厚生省の御判断があれば、このLそのものが問題であるということではないのではなからうか。それはLそのものが問題とおつちやつておられる一部の消費者の方にはまだ御説明が必要と思ひますが、問題はLというものがその道具になりまして、いろいろなとき言ひました生産者間あるいは流通業者の間の混乱の道具になるということについてうまうまチェックができるかどうかでございます。

まず第一の点を申し上げますと、例へば牛乳は、今普通関東東等で申しますと百十八円ぐらいの価格で原料乳価があるわけでございますが、それに大変極端に安い原料乳価で入れられるとしますれば、大変安い価格で売られる性質を持ちますので、産地の方々がLに一体どんな値段で入れられるかということについて共通の認識ができるかどうかというところでございます。

かということでございます。

それからもう一つは、L自身はこれは日本の国土の特殊性と申しますか、関東のこの東京の周辺でも相当の酪農家があるわけでございます。フレッシュの牛乳を非常に供給しやすいのが日本の特色でございますので、そういうフレッシュで当然供給できるところまで何かLという、いわば包装容器がそれだけ割高になるわけでございますから、そういうものでそういうものを使わなさいいけないのかどうかという面がございます。そのことは最終的に言ひますと絶対量の問題になるかと思ひます。

それから、Lの利点としまして、販売の容易さということがございます。例へば、御承知のように、牛乳が他のいろいろな飲料に比べまして自動販売機に入りやすいというの、低温流通を義務づけられているということにあるわけでございます。例へば二百五十といったような小さな小箱で安易に自動販売機で売れるということであれば、牛乳の販売拡大にプラスになるという考え方もあるわけでございます。

それから、最終の小売業者の方がスーパー等で安売りするものの道具に使われちゃ困るというふうな御議論については、逆に言ひまして、小売の方も常温で大量配達ができるといふメリットもあるのではないかと、いふ反論もあるわけでございます。

いづれにしても、今私が申し上げましたような議論が大変にございますので、私どもは昨年来、まず生産者とメーカーの方々、その次に販売業者の方々、それから最終消費者の方々にお寄りいただきまして、今私が簡単に要点だけ申し上げたわけでございますが、そういう事柄の利害得失、それからその害がある場合はどうやればそれが防げるかというふうなことを御議論いただいております。大体その考え方がまとまりつつある段階でございます。まだ一致したということではございませんが、考え方がだんだんまとまっております。

しかし、なお調整を要しますので、そういうような方々の御意見をある程度調整をした上で私どもとしての最終的な判断をしたいと思ひますが、これは何らの制限なしにゴーというような性質ではございませんで、各関係者の合意事項の一つの原則にいたしまして、そういう原則が守られるという事であれば、それからそのことについて関係者の方々の合意が得られるのであれば、この問題を前進させるという立場で収拾をしていきたいと思ひております。かつても、L.I.を認めましたときに三原則と言われる一つの覚書がございました、そういう覚書の線上で事が運んだという経緯もございますので、今回の場合もそういう大方の合意ができることを関係者の合意といたしました上でこの問題に決着をつけていきたいと思ひております。もうしばらく時間をかしていただく必要があらうかと思ひております。

○刈田貞子君 要冷蔵が外されるという方向で話があったんだ固まりつつあるというふうに了解してよろしくございませうか。

○政府委員(石川弘君) 関係者の合意ができなれば、そういう方向に向かいたいと思ひております。

○刈田貞子君 厚生省のお方が見えなつておると思ひますけれども、この常温流通で安全であるというデータをお出しになつた何か経過でしょうか、この経過について、もし御説明いただければ、どんな実験をしたか。難しいことは私どもは素人ですからわかりませんが、やはり消費者を納得させる実験をなさつたから安全宣言をなさつたと思ひますので、その点をちょっとわかりやすくおっしゃつていただかせんか。

○説明員(難波江君) 厚生省といたしましては、いわゆるL.I.牛乳が常温で流通するという特性を考慮をいたしまして、昭和五十五年頃から長距離輸送試験でございまして、それから常温の長期保存試験でございまして、あるいは変異原性物質の生成に関する試験等、食品衛生上のいろいろな問題について調査研究を進めてきたわけでござ

います。それとL.I.牛乳につきましてはかなり内外の文献がございまして、それらの文献をあわせて検討いたしました結果、常温流通を認めても食品衛生上は支障ないという結論に達したわけでございます。

○刈田貞子君 その場合の賞味期間をどういうふうに考へるのでございませうか。

○説明員(難波江君) まだ具体的に賞味期間についてどうするかという内容は検討してございませぬけれども、いろいろな調査結果から見まして確かに微生物学的には無菌でございまして、相当長期に保存をいたしてもふえてくることはないうでございまして、酵素の問題その他が原料乳が悪いという問題が出てくるという点もございまして、何らかの流通期間を限るような規制あるいは指導というふうなことが必要であらうというふうな考へております。

○刈田貞子君 私どもは公明党といたしまして、随分あちこちの方からいろいろ意見を聞かれるわけでございまして、公明党はこの問題に対して慎重でございまして、まだ結論を出しておりません。先ほど局長の方からお話がありまして、たように、ぜひあらゆる分野の角度の方々からの御意見をまとめて適正な判断を下していただきたいというふうな要望しておきます。

それから、牛乳の市場における過当競争の問題が過去においてかなり熾烈にあつたことがございまして、けれども、昨年の九月の局長通達でこれが大変いい傾向に鎮静化しているのではないかと、この牛乳が紙パックの牛乳の流通の仕方に変わることに伴つて牛乳の流れが変わつてしまつたように、このロングライフミルクが出来ることによつて、また新たな過当競争みたいなものが起きてこないとも私は言えないと思ひます。市場における過当競争について、農水省が指導できる部分の問題とあると思ひますが、その点、過去の事例等もいささか含めて農水省ほどの程度まで介入

できるのか、それをちょっと伺ひていただきたい。

○説明員(河村權君) 独占禁止法上不正な取引方法として不当販売が禁止されておるわけでございまして、その規定によりまして、量販店等の事業者が、正当な理由がないのに、商品供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給をする、そういったことによりまして、周辺の同業者など他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある、そういうふうな場合に、独占禁止法で不当販売として規制の対象になる、そういうことになつております。

それで、牛乳の不当販売の案件でございまして、現実に量販店で牛乳について不当販売を行つておるのを独占禁止法に違反するのではないかと、そういう点について調査をするようにということで、公正取引委員会の方に毎年全国各地から報告が寄せられておるわけでございまして、その報告の件数の推移を御紹介いたしますと、五十六年度で約八千四百件、五十七年度で約五千件、五十八年度に入りますと、四月から十二月まででございまして約二千件、そういう件数で推移いたしております。傾向といたしましては減少傾向にあるわけでございまして、年間数千件という相当多数の件数が寄せられておるという状況にございまして。

それで、私どももいたしましては、先ほど申しましたような独占禁止法上の不当販売に該当するかどうかといった観点から、その報告の内容を検討いたしまして、独占禁止法で禁止しておる不当販売に該当するおそれがあるといったような案件につきましては必要な調査をして、その調査結果に基づきまして、独占禁止法に違反しておる、あるいは違反のおそれがあるというふうな考えられる案件につきましては、そういう行爲を中止するように、あるいは将来再び繰り返さないように、そういうことで警告なり注意をするという形で改善の指導をしていくという状況でございまして。

それで、五十七年の五月に、これは千葉県松戸市の大手のスーパー二社が、牛乳につきまして

相当原価を割つた形でお互いに販売競争をやつておりました、この二社につきましては、正式に、独占禁止法にいう不当販売に該当する、独占禁止法違反であるということで、そういう行爲を将来繰り返さないようにという内容を関係者に周知するようにと、そういう内容の命令を出すということもやつております。そういう形でこの問題については処理をいたしておるという状況でございまして。

○刈田貞子君 牛乳は、私ども主婦の懐から言えば、安ければ安いほどよく売れるのです。それで大変困つたことになるわけでございまして、けれども、いづれにいたしましても、流通秩序とか整備あるいは取引価格の正常化というふうなことはやはり農水省所轄の仕事になると思ひますので、消費拡大ということを前提としながらこの辺の秩序をぜひ整理していただきたいということを願ひして、時間がございませぬのでききの問題に話を戻します。

私は先ほど、農家の加工原料乳の保証価格の問題あるいは限度数量の問題を消費の市場から見てもどうかという点でお尋ねしたいというふうな申し上げたのでございまして、この暫定措置法十一條が言つておるところの需給事情として生産事情あるいは一般経済事情でしょうか、こういうことを踏まえて生産者の再生産を保障するということが局長の頭の中におありになつて出てくる額というものは、どういうことを考へてこの五十九年度の分が考へられるのでしょうか、一応見解をお伺ひいたします。

○政府委員(石川弘君) これは先生も法文を引かれましたように、物によつて書き方が変わつておりました、保証価格のときはこれは生乳の生産事情及び需給事情その他の経済事情を考慮し、加工原料乳地帯——これは北海道でございまして——の生乳の再生産の確保を旨として定めろと。その場合には酪農経営の合理化の促進に配慮しなさいかぬと書いてあるわけでございまして。したがって、ここでは御承知のように、生乳生産の生

産状況といふと、いろいろな生産関係の諸条件の動きといふものを見なければいけませんし、それから需給事情という中には、例えば余り過ぎても困りますし、足らなくても困るわけでございますから、そういう事情も考慮するわけでございまして、そういう中でやはり農家の方々が合理化をしながらでもこれは再生産を確保しなきゃ、もう乳が出てこなくなると困るわけでございますから、そういう要素がいろいろと計算要素に入るわけでございます。

それから、その場合に酪農経営の合理化の促進に配慮するというのは、やはり合理化したものは合理化したものとして、いろいろな合理化の要素が加味されて算定されなきゃいかぬということを命ぜられていくわけでございますので、御承知のように現在の保証価格のとり方につきましては、労働費だとかあるいは地代だとか資本利子みたいなものにつきまして、一種の評価がえをしまして再生産確保ができるようにということをやりますと同時に、各種の経費につきましてはその経費の動きを全部調査いたしまして、それを最近の時点に直しまして間違いないようにというそういう諸要素の計算をやっているわけでございます。

それと、もう一つの基準取引価格と申しますのは、これはメーカーがそういう価格でうまくできるかどうかということでございます。これは先ほども申しましたように、メーカーの合理化といったようなものは、この中でいろいろと合理化すべきものは合理化いたしますし、それからかかる経費はやはりかかります経費として算定しなきゃいかぬわけでございますから、これも工場を我々は直接調査をしまして、代表的な幾つかの工場の中の調査した数字を使って毎年毎年の試算をしていくわけでございます。

それから、もう一つの安定指標価格といふのは、これは生産条件及び需給条件その他の経済条件ということと、それからこれは最終消費につながるものでございますから、「指定乳製品の消費の安定に資することを旨として」と。ですから、

消費が安定的にうまくいくってくれるようにというのを頭に置くことでございまして、ただ何か計算上上げたり下げたりということじゃございませんで、こういう価格ならうまく消費が伸びていくのかどうかというようなことも条件として定めるわけでございます。

それから、限度数量につきましては、これは保証価格と同じでございます。これは「生乳の生産事情」と書いてありますが、この限度数量の場合には飲用牛乳に対する影響力というものが当然考えなきゃいかぬわけでございまして、それを考える場合に酪農経営の合理化の促進に資するようにやれということも書いてございまして、そういう諸要素を勘案して現在慎重に詰めているところでございます。

○刈田貞子君 いずれにいたしまして、生産者の再生産を確保できるという水準をぜひ保っていただきたい、このように思います。

それから、先ほどちょっと局長の方から出ました学校給食における牛乳の問題ですけれども、この補助金が降下の一途をたどっておりまして、五円八十銭の時期、五円二十銭の時期、それから五円、そして四円になりました。これは行く行くはゼロになってしまおうのでしょうか、お伺いします。

○政府委員(石川弘君) ゼロにするつもりはございません。

○刈田貞子君 そういたしますと、これは一応趣旨があるわけですね。その趣旨を踏まえて将来ともこれを保証していくということでは今確認できたわけですから、どのくらいの水準、例えば地方自治体では国の補助にさらに上乗せをしていた事例はございますけれども、これが消えてしまった地方自治体がたくさんあるわけですね。

それで私も、国も消えてしまおうのではないかと、うふうに何うわけですけれども、どの辺の水準でこれを保っていただけますか。

○政府委員(石川弘君) これは法律に根拠を持っておりまして、酪農振興法の中でもこういう消費拡大といふことを言っておるわけでござい

ます。単価を下げましたことは、やはり学校給食には二つの側面がございまして、私どもの牛乳の消費拡大という側面と学校教育の面での児童生徒の体位向上といった二つの側面があるわけでございまして、このところしばらく量の拡大ということについては、これは児童数が頭打ちになってくるといふようなこともございまして余り熱心ではなかったという問題もございまして、私どもは、やはり消費拡大の観点からいいますとなるべく量が増えるように、例えば土曜日に飲んでもらいたいか、あるいは二百ccを超えようという量も飲んでいただきたいか、そういう量的拡大をいたします場合には極力単価が下がらないようにということと考えたわけでございます。

これは、何しろ片一方で補助金の合理化という面ではいろいろと論議なさる向きもあるわけでございしますが、私たちは必要な合理化措置をとっているものであるからそれをさらに毎年毎年切り下げるということでは困るということで、実は五円から四円に下げますプロセスにおきまして、こういうことを毎年やるという前提で考えておりませんで、思い切って単価も下げますと同時に、相当期間これで行きたいということで、財政当局とも話しながらやっておる措置でございます。

○刈田貞子君 ぜひよろしく願います。

最後にお伺いいたしますが、先ごろ酪農の中にコンピュータ導入による新しい一つの試みをとるということで、研究会が開かれたやに伺っておりますけれども、今後こういうことがどんな形で進んでいくのか、将来的にはどんな見通しを持っているのか、あるいは現状はどんな状況になっているのか、そのことを伺わせていただいて、質問を終わります。

○政府委員(石川弘君) 酪農も大変大型化をしております。これは酪農に限らずで、養豚とか養鶏もそうでございますが、大型化してまいりますと、経営技術の格差によりまして非常に成績が違ってくるわけでございます。

例えば、えさをどうやって有効にやれば一番よく乳が出るかとか、あるいは卵を生むかとか、こういうようなことにつきましてはやはり相当高度な分析をすると同時に、その分析して得ましたものを農家に還元をして差し上げる。それから我々のやっています中でも、牛の能力みたいなものを厳密に調査をしました上で、どういうえさをどのようにとすると一番効率よく乳を出すかというようなこと、こういうことをいろいろとやっております。こういう中ではやはり大変大量なものを集計をいたしましたので、またそこで出た結果というものを農家に戻すということが必要でございますので、現在そういう面では酪農の方の乳の能力をどう検定するかという問題とか、あるいは肉用牛の繁殖の能力をどう集計し、戻していくとか、あるいはえさのやり方についてどのような考え方であるかというやうな点について、そういうようなこととで、実は戸数といたしましては既に現在では酪農、肉用牛、養豚、ブローラー等も入れますと三百数十戸の農家の方々がそういうような手法に従ってやっております。それから全農とかあるいは県の経済連等がそういうことをやって、そういうデータに基づいて経営を診断なさっている戸数を見ましても二千数百戸というようにござい

ますので、私どもはこういうものも十分活用をしていきたいと思っております。ただ、何か、はやりで入れるということでは困るわけでござい

ます。こういう科学的根拠のあることで合理的に使用されるものについては今後も進めていきたいと思っております。

○藤原房雄君 過日の委員会におきましてもいろいろ大臣の所信を中心といたしまして御質問したわけでありますが、本日は、今月の末に畜産物の価格が決定するといふ非常に大事な時点にかかっておりまして、これは生産者ももちろんのこと、消費者にとりましても非常に重大な関心事であります。こういうことから、この畜産物の価格問題についてきょう同僚委員からいろいろお話がございました。私もやはりその問題について大臣の

して規模拡大こそ農業の安定経営という発想といいますが、農業基本法以来そういう形ですとやっています。需給に見合う生産ということよりも、農家経済というものはやはり多頭飼育、規模拡大を進めることがこの方に力点が置かれたというのには、そういうことで過剰生産というのとは、とにかくこれは国内の消費動向というのではありませんし、また輸入もされて、外国との問題もありますから一概には判断できませんけれども、しかし、今まで取り続けてきました農業基本法以来のそういう物の考え方というのはやはり一つの壁にぶつかって大きな問題となったと思うのです。それをいろいろ皆さん方の御努力はもちろんです。農家の方々の犠牲の中でこの問題の処理については何とか片を見たような形になっているわけです。

今日、こういう過剰在庫、過剰問題という大きな問題で、ここで青筋を立てて議論するという時期でなくなつたことは事実です。しかし、規模拡大をした後遺症といいますが、その後のツケといふものは今日もやはり大きく酪農経営に尾を引いていることは間違いありません。これは局長も一般論としてのお話でありますから、そうでありますけれども、規模の大きいところほどそういう経営にあることは言い得ると思います。

最近の一般的な傾向として北海道なんかでも経営状態は決してよくない。しかし、それはちょっと鈍化したといいますが、悪化のペースが落ちたといいますが、そういう中で負債が非常に増加したというふうな見方をせざるを得ない状況にあると思うのです。これは個々の農家の力量といいますが、農業というのは非常に個人差というのは大きいのですから、平均的なことでただ大枠等を論ずるだけでは済まないのかもしれないけれども、平均的にいいますか、全体的に見ましてそういうことが言えるのじゃないかと思うのです。そういう負債が非常にふえる傾向にある点についてはどうですか。この経営状況というのは、前のように悪い状況で決しているということではないが、

悪化の度合いが少なくなったということができるのじゃないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○政府委員(石川弘君) 私どもは今まで農家経営分析をいたします場合に、酪農が主でございしますが、今までの姿といたしましては、負債の総額もふえてくる、それからこれは規模拡大していきましますので一頭当たりの負債額も若干づつはふえてきている。しかし、それ以上に資産の増加額なり預貯金の増加額があるから、これは平均論でございしますが、平均的には少しずつよくなつていっているのではないかといい方をしたわけでございます。五十七年の数字で見ます限り、初めて一頭当たりの負債額も減少の数字が出てきております。特に内地におきましては非常にいい形になっておりますが、北海道はやはり落ちたと言いますけれども、絶対額が多うございします。そういう意味で、単に資産対負債という関係だけじゃなくて、一頭当たり負債額が平均値で落ちてきたということはある意味では改善がされてきたということと言えらるのではないかと申し上げます。

しかし、何度も申し上げますようにこのことはあくまで一般論でございまして、北海道の場合、御承知のような負債整理のための特別の調査をいたしておりますが、非常に荒っぽく申しまして、三分の一の方は何らの政策なくして十分やっていると、もう健全段階でございしますが、あと三分の一ぐらいの方については負債整理のようなかかりの負債整理をやつて、例えば利息分とかあるいは元本分についてある程度の繰り延べみたいなものが要る。それからもう三分の一についてはいろいろな経営改善の手法をとりませんと、単に金を返すとか何とかという方法だけではいかぬというふうなことがひとところの調査で言われていたわけでございます。これはむしろ五十六年ぐらいのことでございますから、それより後につきましてはもっと数字的には改善をされてきていると思ひますけれども、北海道は御承知のように、負債整理で使っております金の大半を実は北海道に投入いたして

おりますので、負債整理の借入れをなさる絶対戸数も減少をしてきている。結局北海道の場合のあの程度、四十頭平均というふうな経営規模でございまして、かなりの大きな他の産業で言いますと中小企業並みぐらいの資本投入をやる産業でございまして、やはり経営者の能力とか、あるいはこれは入植をなさった時期等によつていろいろな格差が出てまいりますけれども、私どもはやはりそういう意味で一般論だけではなくて、特に個々の農家についてもどうやら改善できるかというところに真剣に取り組んでおりますので、そういうことに従ひまして今後改善をやつていきたいと思います。

○藤原房雄君 今局長からお話ございましたように農家の方々も必死になつてこれは努力をした。また負債整理資金等で手当てをしたということもありません。そういうことで立ち直つたところもありませんが、しかし、依然として離農しなけりやならないというふうな現実もこれまたあるわけでございます。そういう点では五十頭、百頭などという大きなところでやつております農家について経営の指導強化といいますが、こういうこと等もあわせましてそれに手当てをしなけりやならない面もあるだろうと思ひます。今お話のありました三分の一ということですが、大枠はそういうことでしよう。また、地域によりましても既存といいますが、ある程度の年数のたつているところはやはりそれなりにやつていられるようでありまして、入植した時点がちょうどオイルショックの前か後かというこんなことでも非常に差があるようであります。個人差だけではなくてその入植時点というか、こういうこと等もございしますから、必死にそこから立ち上がらうとしてやつていられるという方々の意欲をそぐことのないような手当てをしなけりやないだろうと思ひます。

これは乳製品につきましても、過剰傾向というのは、一応本日のこの委員会において過剰在庫というところについては議論がないわけでありまして、現在の頭数、現在の農家戸数、現状というも

のから推移して、日本に乳製品が急に大量に過剰になるのだというところは恐らくないだろうと思ひます。これは消費の傾向というものがあつてからそのときそのときいろいろ状況にもよりますけれども、適正な農家戸数、適正な乳牛、肉牛はどうかということになりますと非常にむづかしいことになりまして、現在少なくともこれは過剰状況ではないといふことは言えるだろうと思ひます。そういうことであるならば、さつき局長のお話でありました三分の一は利子も払えない、生活も大変だという方々がいらつしやるということでありまして、本当にやる意欲のある方々で、そしてまた現実やれるということであるならばやはり手だてをすべきだと思ひます。

また、東北、関東、千葉、茨城につきましても酪農を一生懸命やつていられる方々、比較的既存の方々はよろしいのですけれども、新しく入植なさつて年数の少ない、大きな借財の上に立つて経営なさつていられる方々というのがどうしても一時期そのトンネルを抜けるまでが大変だということ、こういうことにつきましても負債整理の枠と、また本州におきましてもぜひ手当てをしていただくべきやらないという団体の方々とお話ししたしますとそういう声も非常に聞かれるわけでありまして、ぜひそういう点については配慮をしていただくたいものだと思います。

現在、アメリカとの間でかんきつ類とそれから牛肉、高級牛肉ということですが、農家団体が自由化絶対反対、枠拡大も絶対阻止という厳しい態度で臨んでおります。これはやはり今基盤を確立する、いつまでもということじゃない、やはり基盤を確立するまではぜひ見てもらいたいというところでありますが、これは当然のことであると思ひます。

今日、六十五年見通しとか近代化基本方針とかいろいろな農業についても見通しを立てております。この見通しは経済の大きな変化でどうして修正しなけりやないことがしばしばあるわけでありまして、牛肉が安いから消費がどんどん

んふえるのだということではない。日本人の生活というのは牛肉を多く消費するような構造になっていないと私は思うのです。そういうことから言いますと、見通し自身にも甘い点がございまして安易な妥協をするようなことになりますと、冒頭に私が申し上げましたように、畜産農業政策に一つの大きな禍根を残すことになるのだという事です、こういう消費動向、現在の生産可能状況ということと整合性をどういうように農林省ではお考えになつていらっしゃるか。

それと、価格決定に当たりましては飼料というのは非常に重要な位置を占めるわけでありまして。今日までも草地造成とか国有林野をもつと活用すべきだということ等を言われておりますけれども、草地造成につきましても、現実問題を私どもは調査をいたしますと、それが実際に生かされていぬという状況にあることを間々見ます。きょうは時間ありませんからまた後日いろいろ申し上げたいと思つておりますが、こういう草地造成に対する取り組み、この二点を最後にお伺いしておきたいと思つております。

○政府委員(石川弘君) 需給の見通しと輸入との関係でございますが、私どもは過去の東京ラウンドの経緯を見ておきますと、一定の見通しをしながら輸入枠を設定するわけでございますが、全く違った二つの対応が出ておりました、例えば五十四年あたりは当初国内生産で考えたものよりもはるかに国内生産が少のうございまして、逆に輸入を大変大量にしたという経緯もございまして。五十六年は、これもまた御承知のように国内生産が当初予定したものの以上が出てまいりました、これは対外折衝をしながら輸入枠を前年より削減をしたという経緯を持っております。したが、いまして、いろいろと需給見通しと輸入枠の関係という点になりますと、あくまで片一方はそういう見通しでございまして、これはなかなかかなり先まで当てるといふことが難しゅうございまして。何と申しましても、例えば五十七年、五十八年

の二つを見ましても、五十七年は特段に消費支出が大きかったというわけでもなく七%伸びてみたり、そうすると次の年は伸び率が一転して下がるといふこともございまして、私どもは東京ラウンドの協定の場合でもあくまで一定のものを見通して、そしていろいろな需給事情が変化のあったときにはそれなりに対応できるといふようなことも頭に置きながら考えなければいけないことだと思つております。そのことは今後の問題においてもやはり同じではなからうか。そういうことは実は各国でやっております、アメリカ自身がオーストラリアとの関係を調整しますときに、毎年毎年食肉輸入法に基づいて一定の数量を想定して数量をコントロールしておるということでございますので、これは長期にわたつていろいろとほかの国と話し合うということ、それから毎年毎年どうやったらそのことが国内の生産、あるいは国内の需要と調整できるかという事は、これは分けて考えて、しかもそういうことができるようにやるべきことがこれからのやり方ではなからうかと思つております。したが、いまして、そういう点は十分頭に置きまして今後の話し合いを詰めていく必要があるかと思つております。

それから、もう一点のえさの問題でございますが、これは御指摘のように、国内の草資源を活用してやるということが日本の酪農肉用牛生産を伸ばすゆえんでございまして、残念ながら現在の粗飼料の給与率というものは他の諸国に比べても大変低いわけでございます。したが、いまして、私どもはこれは大家畜生産の基本であると思つておりますので、そのための施策として先ほど申しましたように、単に面積的拡大だけではなくて新規の草地開発がやりやすいような措置だとか、あるいはななるべく金をかけないでサイロなり汎用機械を入れていくような道とかいろいろ考えておりますが、これも先生御承知のように、日本の場合にはなかなか土地利用を調整しながら拡大することが困難な条件にございまして。

それからもう一つは、畜産農家というのはどちら

らかといふと数少ない集団でございまして、既存の耕地を持つていられる方との調整なんかもいろいろ心すべき点があると思つておりますので、そういうことも含めまして新しい援助の仕方なり、それからそれを定着化させますために、今度の酪農肉用牛の近代化計画の中で、県なり市町村がそういうことを十分繰り込んで背後地の利用関係等を盛り込んだ計画を立てていただくように誘導しますと同時に、それが単なる絵に終わらないで実行ができるような援助の仕方も工夫をしていきたいと思つております。

○下田京子君 早速最初に、二十七日から予定されております畜産振興審議会に当たつての基本的な大臣の姿勢について御要望を申し上げておきたいと思つております。他の委員からいろいろお話がございまして、畜産物価格据え置き諮問が、しかもアメリカからの開放要求、刺激をおそれて、こういうふうなことが言われております。

先ほどの議論で、酪農問題につきましても局長の方から、総体的水準がよくなったかどうかという事は別としても、よい水準に向かつていふというふうな御認識が述べられましたが、例えば加工原料乳の場合ですと、政府の保証価格が御承知のように現在キロ当たり九十円七銭になつておりますけれども、過去六年の間にわずか一・四%しかアップしてないということですから、六年かかって据え置きにも等しいという状態、こういうことをよく御認識いただきまして臨んでいただきたいと思つております。

そこで、価格据え置きにまで連動しようとしていふアメリカの開放要求との関係なのですけれども、どうも今行われております佐野局長とスミス次席代表との話に向かひましても、基本的な態度がどうなのかということがどうも明確でない部分がございまして、その辺をひとつ明らかにさせていただきます。

これは大臣も、予算委員会の総括質問で我が党の立木議員が、選挙時のときの農業新聞なんかに出された公約、ごらんになっていましたですね、

あのとき総理にお伺ひしたけれども、うちの立木議員は大臣にお聞きしませんでしたので改めてお尋ねしたいのです。「自由化」問題」というところで、「わが国農業を壊滅させるような農産物の輸入自由化は拡大には応じられない。ゆえにねばり強く交渉を続けて行くべき」と考える。ガットに提訴されようとするべきことは守らなければならぬ。今日、消費者団体も、その点については同調しているが、今後とも全国的合意を得つつ頑張つて行く。」こう述べられております。これは自民党の公約でありますけれども、当然大臣もその公約実現に向かつて対応されるのだからと思つておられますが、改めて大臣の御意見を聞かせください。

○国務大臣(山村新治郎君) 三十七回総選挙の公約ということでございまして。「特に、農産物自由化問題については、世界中いづれの国もそれぞれ事情に応じて、各種の環境保護措置を講じている例をあげるまでもなく、国民食料の安全保障及びわが国農林水産業の実情等にかんがみ農政の基本を揺がすような自由化等は行ふべきではなく、一億国民の食生活を守るとともに、国内農林水産業を守り育てていきます。」という公約でございまして。そのとおりやっておりますし、特に農林水産委員会が昨年の五月の決議、そして本年の一月の申し入れ、これはもう念頭にに入れてやっております。

○下田京子君 どうも具体的に詰める時間もないからにですが、ただはっきりしたのは、大臣は自民党の選挙公約はきつと守つていくのだ、今言ったこの農業新聞についても否定されていませうから、これも守つていくのだ。それで大事なところは、輸入自由化、枠拡大にも応じられない、我が国の農業を衰退させるようなことにあつては、その際にはガットに提訴されようとも、というふうなことを言つておられますが、とにかく政府・与党一体になつてやつていくのだというふうな受けとめてよろしいですね。

○国務大臣(山村新治郎君) 一体となつて、最終

的には私の責任でやってまいります。

○下田京子君 そこでお尋ねしたいのは、実は先般の委員会、大臣がおられませんでした佐野局長にお尋ねしたのですが、我が国国内にあって財界の一部から非常に自由化論の攻撃が強まっている、そこに対してはしかるべき反論も出さなきゃならないと申しましたときに、官房長もおいでで御存じだと思ふのですけれども、佐野局長が、政府広報とのしかるべき検討を約束されております。

そこでお尋ねしたいのですが、「あらから」というミニビラ、大臣はごらんになったことがあるかどうか、恐らくあると思います。これは「エコノミー あらから」ということで経済広報センターカードで出しているものです。それに対する反論ということで、これは大臣はお読みになっていると思うのですが、官房企画室が責任を持っておられます。

その「あらから」との中で実はけしからぬことが書かれています。二月七日号なのですけれども、「貧者が富者に援助する」、つまり貧しい者が富める者に援助するのだという格好で書いてあるのは、「大まかにいえば農村は「富者」で都市は「貧者」なのですが、ここで問題は「貧者」が「富者」に援助をしている」のだ、そういうことがあって農村の水準が高くなっている云々だということと述べております。それからまた、国会議員の定数の問題まで述べておりますけれども、定数の問題は別にしまして、別にしましてというのは、これはわかる部分もあるのですが、農村が豊かです。都市が貧しいという認識というのは間違いないか。これは向こうの言い方なのですが、それにきちっと反論をすべきだと思うのです。いかがですか。

○国務大臣(山村新治郎君) まさにそれは逆じゃないかと思ひます。

○下田京子君 私はどっちが云々ということをお願いしたいのではないけれども、予算の使い方として間違っているという点で指摘の仕方が間違っていると思うのです。

そのところでは反論が一応ここにあります。決して農業予算というのは農家だけのものじゃなくて国民食糧全体の云々だと言っているのですが、そういう意味でこの指摘というのは正しくないと思ひます。

そこで、さらに昨年の十二月十二日号なのです。「エコノミー あらから」とナンバー二二三、「農業保護と「食料安保」、ここではどういうふうに書いてあるかというところ、「農業保護は国内農業をぜい弱のまま残します。国際競争に耐えうる日本農業にすることが本場の「安全保障」で、そのためのいい方法は市場開放です。市場開放が産業を強くすることは、工業部門で実験済みです。農業に限ってそれができないことはありません。」というところでもって、市場開放を強く言っております。

このことについて官房企画室が責任を持ってまとめられた反論文書には、「狭い国土や自然という制約を受ける農産物は、工業製品のように市場開放により競争力をつけることは困難である。そればかりか、急激に自由化されると貴重な農地が遊休化し、農業生産の縮小を招くことにもなりかねない。また、日本は、世界一の農林水産物輸入国であり、既に自給率も相当低くなつており、市場開放が進んだ国の一つであることを評価すべきである。」、こういうふうな反論文書を書かれております。私は全くそうだと思うのですが、大臣はどう思ひますか。

○国務大臣(山村新治郎君) 下田さんのおっしゃられるとおりでございます。

○下田京子君 ところが大臣、「自由民主」という本を御存じだと思ひますが、この「自由民主」の三月号に、今私が述べた部分をそっくり掲載しているのです。経済広報センターの「農業保護と「食料安保」で今の話がそのまま載っているのです。それを確認したいことは、大臣は政府・自民党一体になつていくのだと、選挙公約もそういうことでした。そして財界のやり方について反論すべきはすべきだと言っている。その反論内容について

でも認められた。同じものが「自由民主」に、しかも三月号ですからちょうど今大きな問題になっているその時期にこういう掲載をされているのです。私は、自由民主の公約とそれから党の政策というものがどういうことなのだろうかというふうな非常に疑問を持ったわけです。農村に読者が多い農業新聞や何かには非常に毅然とした態度で、まあ言つてみれば格好いいですよ、ガットに提訴されても絶対やる、輸入自由化も枠の拡大もしないという明確に言っているのです。一方こういうのを掲載されているということについて、少なくとも今度は政府の側の反論を掲載すべきでないか。

○国務大臣(山村新治郎君) それはさっきのビラを出したところの宣伝文ですから、今度はこっちでひとつ宣伝文を、じゃ載せるようにします。

○下田京子君 宣伝文を載せていただくということですからよろしいのですが、筋が通っていないという点で、これは大臣もどういふ経過なのか明確にしたいだかと思ひます。

我が党はその点でいいますと非常に明確であつて、日本農業を国の基幹産業に据える、工業や農業とそれはどちらもうつり合ひのとれた格好で発展させるのだ、そういうことになつていけば、今全くそうだとおっしゃったように、自給率の問題ではもう大変な事態だからもっと引き上げていくべきなのだ、とすれば、アメリカの言いなりになつてこれ以上自由化、枠拡大ということはあり得ないのだと思ひます。

もう今のところ非常に明確になつてきているのですが、きょうの日経夕刊によりますと、ワシントン二十二日田村特派員の報道というところで、スミス次席代表と佐野局長の会談で、牛肉については日本側が五千五百トンの上乗せ案を出した、ところが、アメリカ側は七千五百トンの上乗せを出してきた、それで合意ならず。オレンジについては、現在八万二千トン輸入しているわけですが、日本側が九千五百トン出した、米側が一万一千トン出した、それで折り合ひつかず。しかし、確認

されたことは、双方とも今回の話し合ひで、ほぼ今月末には農相が出かけていって決着ができるようにしようというところは確認できた、こういうことです。

私が言いたいのは、本当に日本農業を守るのだということになりまして、これ以上の輸入、自由化などというのはもう話になりませんし、枠の拡大をいつて今のような状況でいったら限りの自由化への接近です。もう絶対ここで明確に態度を明らかにして臨んでいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎君) 内容につきまして、交渉している最中ですのでお許しいただきたいと思ひますが、私が聞いた範囲ではそんなのは聞いておりませんし、それとまた、恐らく今まで連日のように出てきているのはみんな推測記事でございますので、私どもも責任持って佐野局長をやっておるわけでございますので、ひとつ静かに応援していただければありがたいと思ひます。

○下田京子君 これはつまり静かにということ、これ以上の枠の拡大も許さずということ、これは私の方から再度、重ねて要望しておきます。

次に、畜産物価格との関係、日本のこれからの肉用牛の振興にとって重要な問題である子牛価格の低迷についてお聞きしたいと思ひますが、私は昨年の九月に質問主意書を出したときに、子牛価格が非常に低迷している大きな原因となっているのが、農産物貿易問題が生産者の心理に微妙な影響を与えるということだと思ひます。今、振興しようといったやさきに一体どれくらい入ってくるのかわからぬということですから、こういう保証基準価格が二年間にもわたつて下回っているというふうな事例は過去にあったかどうか、局長、申しますと、私も、どの程度下がったかということにも絡みますので、比較的長い期間下がっているというこの部類に入ります。高い時間

がそういうこともありましたが、低い時期で申ししますと、当時はまだ水準が今よりもかなり低い水準でございまして、比較的長かったのは、四十九年から五十一にかけての期間が約二年続いていたというのが一つございまして。

○下田京子君 過去にそういうこともあったというところで、今お聞きするのは、最近では明確に五十七年、五十八年と二年続いてこれだけ下回ったという事はなかったと思います。そういう状況の中で繁殖農家の手取りが一体どうなのかという点で御認識をお聞きしたいわけなのです。

○政府委員(石川弘君) これは、私どもの考え方で申しますと、子牛価格安定基金に加入をしていただいております場合は、これは当然のことでございますが、値下がり額の九割を補てんをいたしております。したがって、九割部分が補てんされますと、実はこういう事態も頭に置いておられますと、昨年で申しますと、生産奨励金といたしまして三十万を下回れば子当たり一万五千円を差し上げております。それから、増頭なさっている方の子牛については二万円を差し上げておりますので、そういう価格以外の補てんという要素を入れていただきますとかなりの水準がお手元へ行っているという状態でございます。

○下田京子君 農家の手取りが減ってきているのじゃないかということ、今答弁がありました。私は大変甘い認識じゃないかと思ひます。なぜなら、今お話しのように、確かに保証基準価格が二十九万二千円でありまして、その二十九万二千円の九割までが保証されますし、一般的には奨励金一万五千円ですから、そうなりますと、一体一頭当たりの生産費から見てもどうなのだろうかという点でいいますと、資本利子や地代を除いた第一次生産費、これは五十七年の農水省の調査によりまして、御承知のように三十九万八千八百七円ということになっております。それから、政府が進めている五頭飼以上でも第一次生産費三十七万四千円なんです。ですから、こういったところ

からいったら第一次生産費も償えるはずはない。

しかも、それが長期にわたって行われている。ですから、やはり農家の経営は大変だというのが率直なところ現実ではないかと思ひます。この点については私は否定はしないと思ひます。なぜなら、二月六日ですか、地方農政局会議で各農政局ごとから御連絡をいただいております。東北農政局の「管内農業情勢報告」を見ますと、とにかくもう「子牛価格は、五十七年春以来の低迷を脱してはいない。このため、繁殖農家の収益性は低下しており、価格補てん事業の実施等で繁殖めす牛頭数の減少にまでは至っていないものの、」もう「子牛を保留して肥育を始めるなど自衛手段を講ずるものもみられる。」こういうふうにして述べておりますから、やはりこれは大変だ。これはもう否定できないでしょう。

○政府委員(石川弘君) 私どもは五十七年度に入ります前年から、実は特に和牛の繁殖につきましてはこういうサイクルがあると。例えば四十数万円という非常に高いときにはいいわけでございますけれども、低迷期に入りますとこういう状態が起ったという過去の経験もございまして、これからは、やはり安定的に生産拡大するためには何とかそういうことが制度として維持できるようにということ、御承知のように昨年、今まで財団法人組織でやっておりました子牛価格安定制度を法制化したと申しますと、こういうこともある程度子牛を見をいたしておりましたので、御承知の中央基金に金を積み増すとか、中央基金が県の基金にお貸しをします金の金利を無利息にするとか、そういうような形で対応してきたわけでございます。しかしながら、これは基本的なことを申しますと、対外問題だけが低落原因だということになりますと、乳用種も同じく低落するというのが普通でございますが、乳用種の低落は比較的小さいわけでございます。これはやはり何と申しましても肉用の子牛の生産の基盤が弱いため、非常に少頭飼育とかそういうものがあって、多頭化がまだまだ

おこなわれているということとか、あるいは繁殖経営の場合はどうしても肉用牛経営だけで所得を上げるといふのは大変難しいものでございまして、背後にありますが稲作とかあるいは畑作とか野菜作とかといふものとの結びつきを強める必要があるうと思っておりますので、いろいろな関連施策を年度の途中等にいたしたわけでございます。しかし、御指摘のように繁殖経営農家が非常に経営的に苦難の道を歩いていることは事実でございますので、五十九年度の価格決定の際にも、この繁殖農家の経営を改善するための関連施策に重点を置きたいと思っております。

○下田京子君 最後に経営が大変だということの御認識は一致いたしました。まだ私は、子牛価格が低迷しているのは海外要因だけだなんていうことは極端には言っていませんから、念のために。ただ、今の話の中で念のために申し上げておきますと、肉用牛の経営だけで安定ができないだろうから、他の稲作等も含めて総合的に云々ということになりますと、これは問題なのであります。そこだけはちゃんと指摘しておきます。なぜならば、同じように、北陸農政局ではどういふふうな指摘しているかといふと、大臣にこれはお尋ねしたいのですが、「長期にわたり子牛価格が低迷していることから、一頭飼養農家層で離脱の動きが見え始めている」と、こういう状況。それで福島県の実況なんですけれども、今、局長から御説明をいただきました五十八年から出た事業なんかも使ってどういふ状況になっておるかといふと、低落の一途なんです。五十八年度の実態なんですけれども、県の基金協会の補てん単価がどんどん上がりつ放しなんです。第一、四半期で五万三千八百二十三円補てんしました。第二、四半期で六万八千八百八十六円補てんした。第三、四半期では七万九千三百八十九円補てんした。それで第四、四半期は五十九年の一月から三月になるのですが、約八万円台になるだろうと言われているのです。こういう中であって、今、福島県の肉用牛生産

農家がどういふ状況に追い込まれたかということなんです。双葉郡の川内村というところで遠藤さんという四十二歳の方が自殺された。これは五十六年から繁殖牛を始めまして、そして十一頭の規模というところで、まさに政府の進める大規模化を目指してようやく軌道に乗ったなというやさきに、これは昨年の十二月なのですけれども、競りが終わって、余りにも低いもので、本当に手塩にかけて我が子のように育ててきたその子牛が大変な安い値段だったことでショックを受けて、競りから帰って自殺されたということなのです。四十二歳ですから非常に若い。残された家族や、特にお子さんたちの問題、将来のことを思うとどうなるのかというそういう事態を考えたいただいて、やはり子牛価格の安定対策、一日も早い価格暴落からの脱却、そして肉用農家の抜本的な対策を早急に考えていくということが今重要じゃないか。大臣の決意を伺わしてください。

○国務大臣(山村新治郎君) 肉用子牛価格につきましては五十七年からずっと低迷を続けておつた。私の聞いたところでは、五十八年十月を底にして十一月以降はわずかながら回復しているというふうなことを聞いておりますが、ちょっと事務局から……

○下田京子君 事実が違つたでしよう、この福島県の例は。決意を聞かしてください。

○政府委員(石川弘君) 子牛価格は、御承知のように、地域によりましていろいろ動きが違つて動いておりますが、一般論で申しますと、去年の秋口を最後に回復の兆しが出ておりますが、何度も申しますように、そのテンポがはかばかしくないので、この全体の姿でございます。

○下田京子君 そうそう、はかばかしくありません。ですから大臣……

○国務大臣(山村新治郎君) いや、上がってきているのです。

○下田京子君 いや、とんでもないです。大臣、どこを聞いていたのですか。五十八年度で上がったきたなどというところで、それであつたら補てん

適用については、なお従前の例による。

(農林水産省設置法の一部改正)

3 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第十号中「肥料價格安定等臨時措置法」を「肥料價格安定臨時措置法」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第四号中「肥料價格安定等臨時措置法」を「肥料價格安定臨時措置法」に改める。

(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

5 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和五十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第九十七條のうち、農林水産省設置法第三條の次に一條を加える改正規定中「肥料價格安定等臨時措置法」を「肥料價格安定臨時措置法」に改める。

第九十八條のうち、通商産業省設置法第三條の次に一條を加える改正規定中「肥料價格安定等臨時措置法」を「肥料價格安定臨時措置法」に改める。

三月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地力増進法案

一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

地力増進法案

地力増進法

(目的)

第一條 この法律は、地力の増進を図るための基

本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずることにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この法律で「地力」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力をいう。

(地力増進基本指針)

第三條 農林水産大臣は、地力の増進を図るための農業者及びその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する基本的な指針(以下「地力増進基本指針」という。)を定めなければならない。

2 地力増進基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 土壌の性質の基本的な改善目標

二 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する基本的な事項

三 前号に掲げるもののほか、耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する基本的な事項

四 その他地力の増進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、地力増進基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(地力増進地域の指定等)

第四條 都道府県知事は、次に掲げる基準に適合すると認められる地域を地力増進地域として指定することができる。

一 その地域の農地がおおむね不良農地(土壌の性質が不良であると認められる農地をいう。以下同じ。)から成り、かつ、その地域の農地の面積が農林水産省令で定める面積以上であること。

二 その地域内の不良農地について営農上の方法により地力を増進することが技術的及び経

済的に可能であること。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、地力増進地域の指定の解除について準用する。

(対策調査)

第五條 都道府県は、農林水産省令で定める基準に従い、地力増進地域について、地力の増進を図る上で必要な事項を明らかにするための調査(以下「対策調査」という。)を行うものとする。

(地力増進対策指針)

第六條 都道府県知事は、対策調査の結果に基づき、地力増進地域について、地力の増進を図るための農業者等に対する指針(以下「地力増進対策指針」という。)を定めなければならない。

2 地力増進対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、地力増進基本指針の内容に即するものでなければならない。

一 土壌の性質

二 土壌の性質の改善目標

三 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する事項

四 前号に掲げるもののほか、耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項

五 その他地力の増進を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び関係農業者の組織する団体の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地力増進対策指針の変更について準用する。

第七條 都道府県は、地力増進対策指針に即し、地力増進地域の農業者等に対し、地力の増進を図るために必要な助言及び指導を行うものとする。

2 都道府県知事は、地力増進地域の農業者が地力増進対策指針に即した営農を行わないため、地力の増進が著しく阻害されていると認められるときは、当該農業者に対し、当該地力増進対策指針に即した営農を行うよう勧告することができる。

(改善状況調査)

第八條 都道府県は、地力増進対策指針に即した地力の増進を図るため必要があると認められる場合又は農業者等から請求を受けた場合(農林水産省令で定める基準に適合すると認められる場合に限る。)において、農林水産省令で定める基準に従い、地力増進地域の農地の土壌の性質の改善状況についての調査(以下「改善状況調査」という。)を行うものとする。

(立入調査)

第九條 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、農地に立ち入り、土壌又は農作物につき調査させることができる。この場合において、その職員は、あらかじめ、当該農地の占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定により農地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(援助)

第十條 国は、都道府県に対し、対策調査、地力増進対策指針の策定、改善状況調査その他地力の増進に関する施策の実施に必要な指導、助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

(土壌改良資材の表示の基準)

第十一條 農林水産大臣は、植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物(肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第二條第一項に規定す

る肥料にあつては、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらしことと併せて土壌に化学的変化以外の变化をもたらしことを目的として土地に施される物に限る。以下「土壌改良資材」という。）のうち、その消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、地方の増進上その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める種類のものについて、その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

一 原料、用途、施用方法その他品質に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して土壌改良資材を業として製造（配合、加工及び採取を含む。）する者（以下「製造業者」という。）又は土壌改良資材を業として販売する者（以下「販売業者」という。）が遵守すべき事項

2 都道府県知事は、土壌改良資材の種類を示して、前項の表示の基準となるべき事項を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができ（指示等）

第十二条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項の規定により告示された同項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の指示に従わない製造業者又は販売業者があるときは、その旨を公表（表示に関する命令）

第十三条 農林水産大臣は、第十一条第一項の規定により表示の基準となるべき事項が定められた種類の土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該土壌改良資材に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。

第十四条 農林水産大臣は、第十一条第一項の規定により表示の基準となるべき事項が定められた種類の土壌改良資材について、表示事項が表示されていらないものが広く販売されており、これを放置しては土壌改良資材の消費者の利益を著しく害するものがあるときは、政令で定めるところにより、農林水産省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該土壌改良資材に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をする場合には、当該表示事項に関し、現に前条の規定による命令をしている場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなければなら（命令の変更又は取消し）

第十五条 農林水産大臣は、前二条の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

（報告及び立入検査）

第十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者若しくは販売業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、土壌改良資材、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（協議）

第十七条 農林水産大臣は、第十一条第一項の規定により表示の基準となるべき事項を定め、又は第十三条若しくは第十四条第一項の規定による命令をし、若しくは第十五条の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、当該表示の基準となるべき事項又は当該命令に係る土壌改良資材の製造の事業を所管する大臣（農林水産大臣を除く。）に協議しなければならない。

（経過措置）

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（罰則）

第十九条 第十三条又は第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

（罰則規定）

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附 則

1 この法律は、昭和五十九年九月一日から施行

する。ただし、第十一条から第二十一条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）は、廃止する。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の十四の次に次の一条を加える。

（昭和五十九年度における旧法の規定による年金の額の改定）

第一条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額額の十二倍に相当する額にその相当する額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その相当する額が百二十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額）の十二分の一に相当する額を平均標準給与の月額とみなして、旧法（附則第五条を除く。）の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十九年三月分以後、その額に当該各号に定める額を

8 第一項から第四項まで又は前二項の規定の適用を受ける遺族年金については、その額（その額につき第四項又は第六項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定

法附則又は四十一年改正法附則第三條の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第二條の二十二第一項後段の規定を準用する。

十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額（その額が五百二十八万円を超え

るときは、五百二十八万円（又はその給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額若しくは新法の平均標準給与の年額）

2 昭和五十八年三月以前の旧法の規定による年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額若しくは新法の平均標準給与の年額又は旧法の平均標準給与の年額若しくは旧法の平均標準給与の仮定年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四十二年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第二条の二十二第一項後段の規定を準用する。

一 前項第一号に掲げる年金 当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額若しくは新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が百二十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額）又は当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた旧法の平均標準給与の年額若しくは旧法の平均標準給与の仮定年額

二 前条第一項に規定する年金（前号に掲げる年金を除く。） 当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が百二十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額）

る同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額）

三 前項第二号に掲げる年金 当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額若しくは新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が百二十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額（その額が五百二十八万円を超えるときは、五百二十八万円）又は当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた旧法の平均標準給与の仮定年額

四 昭和五十六年度及び昭和五十七年度の新法の規定による年金（前号に掲げる年金を除く。） 其の給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が百二十万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額（その額が五百二十八万円を超えるときは、五百二十八万円）

3 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定によ

る年金額の改定の場合について準用する。第四条の十の次に次の一条を加える。

（昭和五十九年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四条の十一 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十五万二千二十四円」と、同条第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行きわたる」としたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その月額を基礎として」と、

「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十五第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとす。

2 前条第二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十五万二千二十四円」と、同条第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十六第二項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとす。

が百分の八十より少ないときは、百分の八十」と、「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同条第二号中「別表第一の二」とあるのは「別表第一の二（昭和五十九年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の別表第一の二）」と読み替へるものとす。

3 昭和五十五年一月一日以後昭和五十八年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に於いての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、第四条第三項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第一号中「二十四万円」とあるのは「五十五万二千二十四円」と、同条第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十六第二項」と読み替へるものとす。

4 旧法第三十七條の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七條の三第五項、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法第三十七條の三第六項又は五十四年改正法第二条の規定による改正後の法第三十七條の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

5 第一条第二項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十八年三月三十一日以前に第一条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年

金を受ける権利が昭和五十九年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第五条及び第六条中「第二条の二十五」を「第二条の二十六」に改める。
別表第十の次に次の一表を加える。
別表第十一（第一条の十五、第二条の二十六関係）

年 額 の 区 分	率	額
一、二〇〇、〇〇〇円未満	一・〇二一	
一、二〇〇、〇〇〇円以上五、〇五二、六三二円未満	一・〇一九	二、四〇〇円
五、〇五二、六三二円以上	一・〇〇〇	九八、四〇〇円

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）
第二条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正

する。
第二十條第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	七七、〇〇〇円	七八、五〇〇円未満
第二級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、五〇〇円未満
第三級	八五、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上 八七、五〇〇円未満
第四級	九〇、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上 九二、五〇〇円未満
第五級	九五、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上 九七、五〇〇円未満
第六級	一〇〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上 一〇二、五〇〇円未満
第七級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上 一〇七、五〇〇円未満
第八級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上 一一二、五〇〇円未満
第九級	一二〇、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上 一二五、〇〇〇円未満
第十級	一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上 一三五、〇〇〇円未満
第十一級	一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上 一四五、〇〇〇円未満
第十二級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第十三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第十四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第十五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第十六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第十七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二〇五、〇〇〇円未満
第十八級	二一〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円以上 二一五、〇〇〇円未満
第十九級	二二〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円以上 二二五、〇〇〇円未満
第二十級	二三〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上 二三五、〇〇〇円未満
第二十一級	二四〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円以上 二四五、〇〇〇円未満

第二十二級	第二十三級	第二十四級	第二十五級	第二十六級	第二十七級	第二十八級	第二十九級	第三十級	第三十一級	第三十二級	第三十三級	第三十四級	第三十五級	第三十六級	第三十七級	第三十八級	第三十九級	第四十級	第四十一級	第四十二級
二五〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	四二〇、〇〇〇円	四三〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四五〇、〇〇〇円
二四五、〇〇〇円以上	二五五、〇〇〇円以上	二六五、〇〇〇円以上	二七五、〇〇〇円以上	二八五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円以上	三〇五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円以上	三二五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円以上	三五五、〇〇〇円以上	三六五、〇〇〇円以上	三七五、〇〇〇円以上	三八五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円以上	四〇五、〇〇〇円以上	四一五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円以上	四三五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円以上
二五五、〇〇〇円未満	二六五、〇〇〇円未満	二七五、〇〇〇円未満	二八五、〇〇〇円未満	二九五、〇〇〇円未満	三〇五、〇〇〇円未満	三一五、〇〇〇円未満	三二五、〇〇〇円未満	三三五、〇〇〇円未満	三四五、〇〇〇円未満	三五五、〇〇〇円未満	三六五、〇〇〇円未満	三七五、〇〇〇円未満	三八五、〇〇〇円未満	三九五、〇〇〇円未満	四〇五、〇〇〇円未満	四一五、〇〇〇円未満	四二五、〇〇〇円未満	四三五、〇〇〇円未満	四四五、〇〇〇円未満	四四五、〇〇〇円以上

第三十九條第一項第二号中「第八号」を「第七号」に改める。

附則第七條第一項中「次条第一項を」次条第三項」に改める。

附則第八條を次のように改める。

（退職年金及び障害年金の特例）

第八條 六十五歳以上の者に係る退職年金については、第三十六條及び第三十六條の二の規定により算定した額が八十万六千八百円より少ないときは、当分の間、第三十六條及び第三十六條の二の規定による退職年金の額は、八十万六千八百円とする。

2 第三十六條及び第三十六條の二の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が八十万六千八百円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者と

みなして、同項の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる障害年金については、第三十九條の二及び第三十九條の三の規定（昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利を有する者で改正前の法第三十八條の規定による退職一時金又は第四十五條の規定による障害一時金（当該障害一時金とみなされる給付を含む。）の支給を受けたものに係る障害年金にあつては、第三十九條の二及び第三十九條の三並びに改正前の法第三十九條の四の規定。以下この条において同じ。）により算定した額が当該各号に掲げる障害年金の区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額により少ないときは、当分の間、当該金額を第三十九條の二及び第三十九條の三の規定による障害年金の額とする。

一 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 八十万六千八百円

二 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上二十年未満であるものに係る障害年金及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 六十万五千五百円

4 第三十九条の二及び第三十九条の三の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達した場合において、その者の障害年金の額が前項各号に掲げる障害年金の区分に応じ当該各号に定める額より少ないときは、その者を当該各号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第十号中「五百二十八万円」を「五百四十万円」に改める。

附則第七条第六項中「第一条の十四第一項」を「第一条の十五第一項」に改める。

附則第七条の二中「七十九万二千円」を「八十万六千八百円」に改める。

附則第十二条第三項第一号中「七十九万二千円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千五百円」に改め、同項第三号中「三十九万五千五百円」を「四十万三千四百円」に改める。

附則第十五条の二第一項第一号中「七十九万二千円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千五百円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十九年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が七万五千円である者又は四十四万円である者(給与月額が四十四万五千円未満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十條第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)

第三条 改正後の法附則第八条第三項及び第四項並びに第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第七条の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十九年三月分以後適用する。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第四条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

昭和五十九年四月二日印刷

昭和五十九年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局